

第二百回 参議院法務委員会議録第三号

令和元年十一月十二日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十一月十一日 辞任 山崎 正昭君

十一月十二日 辞任 清水 真人君

補欠選任 清水 真人君
岩本 剛人君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

清水 真人君

竹谷とし子君

高橋 克法君

元榮太一郎君

有田 芳生君

矢倉 克夫君

柴田 巧君

磯崎 仁彦君

岩本 剛人君

小野田 純美君

清水 真人君

中川 雅治君

福岡 資麿君

山下 雄平君

渡辺 猛之君

櫻井 真山

安江 伸夫君

山添 拓君

高良 鉄美君

嘉田由紀子君

副大臣 法務大臣 森まさこ君
法務副大臣 義家弘介君
大臣政務官 法務大臣政務官 宮崎政久君
外務大臣政務官 尾身朝子君
文部科学大臣政務官 佐々木さやか君
厚生労働大臣政務官 自見はなこ君
国土交通省大臣 官房技術審議官 德永幸久君
農林水産省大臣 官房参事官 上田弘君
農林水産省生産局農産部長 平形雄策君
国土交通省水管・國土保全局 塩見英之君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務総局民事局長

最高裁判所事務総局刑事局長

内閣府大臣官房審議官

内閣府大臣官房審議官長官官房

内閣府大臣官房審議官

財務省主計局次長 宇波弘貴君
農林水産省大臣 官房生産振興審議官 鈴木良典君
農林水産省大臣 官房参事官 上田弘君
農林水産省生産局農産部長 平形雄策君
国土交通省大臣 官房技術審議官 德永幸久君
国土交通省水管・國土保全局 塩見英之君

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府大臣官房審議官伊藤信君外十六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹谷とし子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(竹谷とし子君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○元榮太一郎君 おはようございます。自由民主党

○委員長(竹谷とし子君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○森大臣、義家副大臣、宮崎大臣政務官並びに政府参考人の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、先日の一連の台風十五号、十九号、二十一号に伴う記録的な大雨による災害によりまして、日本各地において甚大な被害が出ております。お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、森大臣は、弁護士として悪徳な先物業者や貸金業者による被害者救済に御尽力されてきたというふう伺っております。また、内閣府特命担当大臣として消費者及び食品安全も担当するなど、常に国民目線に立った取組をされたというふうに理解しております。法務行政が直面する問題は児童虐待や家族法制始め多岐にわたると思いまど、されども、弁護士としての御経験を生かしまして法務行政をしっかりと前に進めていただきた

い、このように御期待を申し上げます。

まずは、先週末に起つた大阪地検での事件について伺います。

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、山崎正昭君が委員を辞任され、その補欠として清水真人君が選任されました。

○委員長(竹谷とし子君) 政府参考人の出席要求に關する件についてお詰りいたします。

先週土曜日の十一月九日早朝、東大阪市で大阪地方検察庁の護送車の車の中から手錠を付けたままの被告人が逃走するという事件が発生し、昨日、ようやく身柄が確保されました。大阪地檢では、先月三十日にも収容予定だった被告人に逃走される事件が起きたばかりで、十一月七日に幹部職員が注意喚起を行ったまさにその直後に同様の失態が繰り返される結果となつたわけです。容疑者や被告人が鑑定留置中や護送中に逃走される事件が後を絶たず、被告人などの身柄の管理の在り方が問われていると思います。警察、司法に対する国民の信頼が揺らぎかねない、こういうような事態だと思いますが、そこで、法務大臣に御見解を伺いますが、この被告人等の身柄の管理の在り方について御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（森まさこ君） 元検査官も、同じ弁護士として、また法務行政への御貢献、日頃よりありがとうございます。

御質問にお答えをいたしますが、逃走事案が連續して発生していることは誠に遺憾であります。被告人等の収容に関しても、本年六月に神奈川県内で発生した実刑が確定した者の逃走事案について、検証結果を踏まえ、検察当局において対処しているものと承知をしております。大阪地檢における逃走事案については、検察当局において、再発防止のため、更なる検討が行われるものと承知をしております。

被告人の保釈や収容等に関する現行制度の見直しについても、委員の御指摘を踏まえ、検察による検証・検討の結果や再発防止策の実施状況等を勘案しつつ検討してまいりたいと思います。

○元榮太一郎君 司法、警察に対するまさに信頼の根幹だと思いますので、再発防止にしつかり取り組んでいただきたいと思います。

森大臣も、御地元である福島を中心に被災地へ、次に、一連の台風被害について伺つてまいります。

そこで、法務省に伺つてまいりますが、平成二

十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨及び平成三十年北海道胆振東部地震などの相次ぐ大規模災害時には、その被災地の実情に応じて、倒壊した建物について登記官が職権による滅失登記を行つたほか、法テラスにおいてはサポートダイヤルにおいて情報提供が行われました。さらに、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨では、法テラスは総合法律支援法に基づく政令指定によつて被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談を実施したと承知しております。

今回の一連の台風災害についても同様の対応をお願いしたいと思いますが、現在の検討状況等について教えてください。

○政府参考人（小出邦夫君） お答えいたします。

委員御指摘のとおり、平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨及び平成三十年北海道胆振東部地震による被害が大きかつた地域を管轄する法務局、地方法務局においては、被災者の支援の観点から、倒壊又は流失した建物について登記官が職権による滅失登記を行つております。

官が職権による滅失登記を行つております。

今般の一連の台風による被害の大きな地域においても、現在、被害状況の把握に努めておりまして、被災した地方公共団体と連携の上で、倒壊又は流失した建物につきまして登記官が職権による滅失登記を行うべく検討を進めているところでございます。

今後も被災者に寄り添つた対応に努め、各種災害からの復旧復興支援に全力で取り組む所存でございます。

○政府参考人（金子修君） 法テラス関係についてお答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、法務省が所管する日本司法支援センター、通称法テラスでは、平成三十年七月豪雨や北海道胆振東部地震等の被災者の方々に対し、法テラス・サポートダイヤルにおきまして、災害によって生じた様々な法的問題の解決役立つ法制度や相談窓口等についての情報提供を行つています。

また、平成三十年七月豪雨につきましては、政

令により、総合法律支援法上の非常災害に指定しまして、法テラスにおいて被災者の方々に無料法律相談を提供しております。

今般の令和元年台風第十五号及び第十九号につきましても、法テラス・サポートダイヤルにおいて情報提供を行つたほか、台風第十九号につきましては、本年十月十八日に総合法律支援法上の非常災害に指定する政令が公布、施行され、法テラスにおいて、令和二年十月九日までに、被災者の方々に対し、資力の有無に関わらない無料法律相談を提供しているところでございます。

法務省としましても、法テラスが提供するこれらの支援について、一人でも多くの被災者の方々に御利用いただけるよう、引き続き周知に努めるなどの協力をしてまいる所存でございます。

○元榮太一郎君 よろしくお願いします。

政府は、十月十八日に台風十九号を特定非常災害に指定することを閣議決定いたしました。

法務省としまして、法テラスが提供するこれら三つの特例、御指摘ございましたが、債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例、相続放棄等の熟慮期間の特例、そして民事調停の申立て手数料の特例、それぞれにつきまして新たにページを設け、各制度について分かりやすい説明を掲載しております。

このほか、この政令に基づく措置につきましては、内閣府及び総務省と連携いたしまして、政令の内容を説明したりーフレットを作成、配布しているほか、被災した都県に対して通知を発出し、関係市区町村、関係団体、地域住民等への積極的な情報提供を促しております。

今後も、関係省庁と連携いたしまして、被災した方々に対して必要な情報を適時適切に提供することができます。

続きまして、御指摘ございました台風第十五号と十九号の関係、二十一号の関係でございます。

まず、台風第十五号による災害は特定非常災害に指定されておりません。もつとも、台風十五号におきまして災害救助法が適用された市町村に關しましては、継続的に救助を必要としているものとして台風第十九号においても災害救助法が適用され、その結果、特定非常災害に指定された場合の特例が適用され得るものと承知しております。

そのため、相続放棄等の熟慮期間に関する特例

会を挙行することは大変意義深いことであります。法務省は、これを契機に更生保護の活動を一層推進するよう取り組んでもらいたいと、このように思います。

その中でも、担い手である保護司については、定年延長や再雇用などの影響もありまして希望者が減少してしまって、なり手不足が深刻な状況となつておると思います。自治体職員などの地方公務員に協力を呼びかけているということでもあります。が、法務省としては、この保護司のなり手不足への対応など、今後どのように再犯防止対策を行つていくのか、見解を伺います。

○政府参考人(今福章一君) お答えいたします。国際再犯防止推進計画におきまして、保護司を始めとした民間協力者は再犯防止の対策を推進する上で欠くことのできない存在であるとして、民間協力者の活動の促進等を盛り込んでおります。しかしながら、ただいま委員御指摘のとおり、保護司のなり手確保は困難となつてきており、将来に向かって保護司を安定的に確保していくことが重要な課題であることから、法務省としては様々な施策を講じておるところでございます。

具体的には、第一に、地域の関係機関等の関係者を構成員とする保護司候補者検討協議会の設置、第二に、保護司活動を体験する機会を提供する保護司活動インセンティブ制度の実施、そして第三に、保護司活動の拠点として更生保護サポートセンターの設置などを行つておるところであります。

とりわけ、この更生保護サポートセンターにつきましては、本年度、全ての保護司会八百八十六か所に設置する予算が措置されたところであります。そして、全ての保護司会での設置を進めているところです。さらに、地方公共団体の職員や職員OBのほか、経済団体、宗教団体、士業団体などに対しまして、適当な方に保護司に就任していただきますよう働きかけているところでございます。今後とも、これらの施策を着実に実施すること

によりまして、保護司の安定的確保を含め、再犯防止のための取組を強力に推進してまいりたいと考えております。

○元榮太一郎君 更生保護サポートセンターが八百八十六か所全設置ということで、すばらしい前進だと思います。そういうリアルのチャネルも生まれている中で、さらに、やはりこの保護司の社会的意義とか、活動していただくためにはインターネット等も含めました更なる情報発信が必要だと思いますので、是非とも進めてもらいたいと

いうふうに思います。

最後に、送還忌避の問題について伺います。

法務大臣は挨拶の中で、退去強制令書が発付されたりにもかかわらず、様々な理由で送還を忌避している者に対しては、適正手続にも十分に配慮し

つつ、迅速な送還の実現及び長期収容状態の着実な解消に努める旨述べられておりました。

この収容の長期化問題については、仮放免中に逃亡して所在不明となる事案が増加しているほか、この仮放免中に犯罪を犯す者も存在すると聞いておりまして、国民の安心・安全を脅かしかねない、このような状況にあると思います。

○政府参考人(高嶋智光君) お答えします。

仮放免中に逃亡して所在不明となつた件数の推移について入管庁から説明を伺うとともに、入管

庁はこのような状況の解消のためどのような方策を行つておられるのか伺います。

○政府参考人(高嶋智光君) お答えします。

○有田芳生君 立憲民主党の有田芳生です。

私はこの法務委員会に属してもう九年以上になりますけれども、この委員会ではやじが飛んだことはなかったというふうに記憶しておりますけれども、一方で、本会議あるいは予算委員会などで演説を終えた後に別の場所で演説をしようとした。そこにもいつもAさん

がついている。その中で、組織的・集団的ではなくて、一人の人物がAさん帰れというようなことを叫んだときに、多くの警察官がそこにやつてきて身柄を拘束して、後方に二十メートル以上引きずつっていく。これは法的根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) 具体的な事案についてお答えすることはできかねるんすけれども、

あくまで一般論として申し上げますと、政治的な活動への参加というのは民主政治の根幹を成すものであり、重要であります。

○有田芳生君 その男性が警察官に引きずられて別の場所に連れていかれた。それを見て憤慨した

審査をより慎重に行うこと、それから仮放免を認め際の保証金の金額の設定を見直すことを進めています。

現行制度の運用の改善によってできるることは既に取り組んでおるところでございますし、さらに今般、法務大臣の私的懇談会である第七次出入国会を設置いたしまして、十月二十一日に一回会合、昨日、第一回会合を開催しております。ここでは、収容・送還に関する専門知識を有する有識者、実務家の方々に集まつていただきまして、この問題を検討して、法整備を含む具体的な方策について様々な角度から自由闊達な御議論がなされておりまして、この仮放免中に犯罪を犯す者も存在すると聞いておりまして、国民の安心・安全を脅かしかねない、このような状況にあると思います。

先ほどの被告人等の管理の在り方も含めまして、やはりこれは司法のルールの根本の部分だと思つておりますので、しっかりと取り組んでいたところを伺いたしまして、私の質問を終わらせておきます。

○元榮太一郎君 しっかりと取り組んでもらいたいと思います。

Aという政治家が選挙の応援のために駅前で演説をしようとした。道路を隔てたところに、Aさん頑張れというようなプラカードをいつぱい持つた人たちが支援に来ていた。その中に一人、膝のところにAさんアウトと、例えばそういうプラカードを持っていた人がいた場合に、それを法的に排除する根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) あくまで一般論として申し上げますと、政治的な活動への参加の形態の一つだと思いますので、法的に規制をするというようなものはないと思っております。

○有田芳生君 大臣に一般論としてお伺いをいたします。

Aという政治家が選挙の応援のために駅前で演説をしようとした。道路を隔てたところに、Aさん頑張れというようなプラカードをいつぱい持つた人たちが支援に来ていた。その中に一人、膝のところにAさんアウトと、例えばそういうプラ

カードを持っていた人がいた場合に、それを法的に排除する根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) あくまで一般論として申し上げますと、政治的な活動への参加の形態の一つだと思いますので、法的に規制をするという

ようなものはないと思っております。

○有田芳生君 そのAという政治家が、その駅前で演説を終えた後に別の場所で演説をしようとした。そこにもいつもAさん

がついている。その中で、組織的・集団的ではなくて、一人の人物がAさん帰れというようなことを叫んだときに、多くの警察官がそこにやつてきて身柄を拘束して、後方に二十メートル以上引き

ずつしていく。これは法的根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) 具体的な事案についてお答えすることはできかねるんすけれども、

あくまで一般論として申し上げますと、政治的な

活動への参加というのは民主政治の根幹を成すものであり、重要であります。

○有田芳生君 その男性が警察官に引きずられて

別の場所に連れていかれた。それを見て憤慨した

ときには、まさに記憶はございません。

○副大臣(義家弘介君) やじが飛んだことはございませんけれども、肅々と演説を続けていたというふうに記憶しております。

○大臣政務官(宮崎政久君) 私も演説中にやじが飛んできたという経験はございますが、やじに反応するということではなくて、そのまま演説を続けたというふうに記憶しております。

○有田芳生君 大臣に一般論としてお伺いをいたしました。

Aという政治家が選挙の応援のために駅前で演

説をしようとした。道路を隔てたところに、Aさ

ん頑張れというようなプラカードをいつぱい持つた人たちが支援に来ていた。その中に一人、膝の

ところにAさんアウトと、例えばそういうプラ

カードを持っていた人がいた場合に、それを法的

に排除する根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) あくまで一般論として申し上げますと、政治的な活動への参加の形態の一つだと思いますので、法的に規制をするという

ようなものはないと思っております。

○有田芳生君 そのAという政治家が、その駅前

で演説を終えた後に別の場所で演説をしようとした。そこにもいつもAさん

がついている。その中で、組織的・集団的ではなくて、一人の人物がAさん帰れというようなことを叫んだときに、多くの警察官がそこにやつてきて身柄を拘束して、後方に二十メートル以上引き

ずつしていく。これは法的根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) 具体的な事案についてお

答えすることはできかねるんすけれども、

あくまで一般論として申し上げますと、政治的な

活動への参加というのは民主政治の根幹を成すものであり、重要であります。

○有田芳生君 その男性が警察官に引きずられて

別の場所に連れていかれた。それを見て憤慨した

ときには、まさに記憶はございません。

○副大臣(義家弘介君) やじが飛んだことはございませんけれども、肅々と演説を続けていたというふうに記憶しております。

○大臣政務官(宮崎政久君) 私も演説中にやじが

飛んできたという経験はございますが、やじに反

応するということではなくて、そのまま演説を続

けたというふうに記憶しております。

○有田芳生君 大臣に一般論としてお伺いをいた

しました。

Aという政治家が選挙の応援のために駅前で演

説をしようとした。道路を隔てたところに、Aさ

ん頑張れというようなプラカードをいつぱい持つた人たちが支援に来ていた。その中に一人、膝の

ところにAさんアウトと、例えばそういうプラ

カードを持っていた人がいた場合に、それを法的

に排除する根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) あくまで一般論として申し上げますと、政治的な活動への参加の形態の一つだと思いますので、法的に規制をするという

ようなものはないと思っております。

○有田芳生君 そのAという政治家が、その駅前

で演説を終えた後に別の場所で演説をしようとした。そこにもいつもAさん

がついている。その中で、組織的・集団的ではなくて、一人の人物がAさん帰れというようなことを叫んだときに、多くの警察官がそこにやつてきて身柄を拘束して、後方に二十メートル以上引き

ずつしていく。これは法的根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) 具体的な事案についてお

答えすることはできかねるんすけれども、

あくまで一般論として申し上げますと、政治的な

活動への参加というのは民主政治の根幹を成すものであり、重要であります。

○有田芳生君 その男性が警察官に引きずられて

別の場所に連れていかれた。それを見て憤慨した

ときには、まさに記憶はございません。

○副大臣(義家弘介君) やじが飛んだことはございませんけれども、肅々と演説を続けていたというふうに記憶しております。

○大臣政務官(宮崎政久君) 私も演説中にやじが

飛んできたという経験はございますが、やじに反

応するということではなくて、そのまま演説を続

けたというふうに記憶しております。

○有田芳生君 大臣に一般論としてお伺いをいた

しました。

Aという政治家が選挙の応援のために駅前で演

説をしようとした。道路を隔てたところに、Aさ

ん頑張れというようなプラカードをいつぱい持つた人たちが支援に来ていた。その中に一人、膝の

ところにAさんアウトと、例えばそういうプラ

カードを持っていた人がいた場合に、それを法的

に排除する根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) あくまで一般論として申し上げますと、政治的な活動への参加の形態の一つだと思いますので、法的に規制をするという

ようなものはないと思っております。

○有田芳生君 そのAという政治家が、その駅前

で演説を終えた後に別の場所で演説をしようとした。そこにもいつもAさん

がついている。その中で、組織的・集団的ではなくて、一人の人物がAさん帰れというようなことを叫んだときに、多くの警察官がそこにやつてきて身柄を拘束して、後方に二十メートル以上引き

ずつしていく。これは法的根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) 具体的な事案についてお

答えすることはできかねるんすけれども、

あくまで一般論として申し上げますと、政治的な

活動への参加というのは民主政治の根幹を成すものであり、重要であります。

○有田芳生君 その男性が警察官に引きずられて

別の場所に連れていかれた。それを見て憤慨した

ときには、まさに記憶はございません。

○副大臣(義家弘介君) やじが飛んだことはございませんけれども、肅々と演説を続けていたというふうに記憶しております。

○大臣政務官(宮崎政久君) 私も演説中にやじが

飛んできたという経験はございますが、やじに反

応するということではなくて、そのまま演説を続

けたというふうに記憶しております。

○有田芳生君 大臣に一般論としてお伺いをいた

しました。

Aという政治家が選挙の応援のために駅前で演

説をしようとした。道路を隔てたところに、Aさ

ん頑張れというようなプラカードをいつぱい持つた人たちが支援に来ていた。その中に一人、膝の

ところにAさんアウトと、例えばそういうプラ

カードを持っていた人がいた場合に、それを法的

に排除する根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) あくまで一般論として申し上げますと、政治的な活動への参加の形態の一つだと思いますので、法的に規制をするという

ようなものはないと思っております。

○有田芳生君 そのAという政治家が、その駅前

で演説を終えた後に別の場所で演説をしようとした。そこにもいつもAさん

がついている。その中で、組織的・集団的ではなくて、一人の人物がAさん帰れというようなことを叫んだときに、多くの警察官がそこにやつてきて身柄を拘束して、後方に二十メートル以上引き

ずつしていく。これは法的根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) 具体的な事案についてお

答えすることはできかねるんすけれども、

あくまで一般論として申し上げますと、政治的な

活動への参加というのは民主政治の根幹を成すものであり、重要であります。

○有田芳生君 その男性が警察官に引きずられて

別の場所に連れていかれた。それを見て憤慨した

ときには、まさに記憶はございません。

○副大臣(義家弘介君) やじが飛んだことはございませんけれども、肅々と演説を続けていたというふうに記憶しております。

○大臣政務官(宮崎政久君) 私も演説中にやじが

飛んできたという経験はございますが、やじに反

応するということではなくて、そのまま演説を続

けたというふうに記憶しております。

○有田芳生君 大臣に一般論としてお伺いをいた

しました。

Aという政治家が選挙の応援のために駅前で演

説をしようとした。道路を隔てたところに、Aさ

ん頑張れというようなプラカードをいつぱい持つた人たちが支援に来ていた。その中に一人、膝の

ところにAさんアウトと、例えばそういうプラ

カードを持っていた人がいた場合に、それを法的

に排除する根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) あくまで一般論として申し上げますと、政治的な活動への参加の形態の一つだと思いますので、法的に規制をするという

ようなものはないと思っております。

○有田芳生君 そのAという政治家が、その駅前

で演説を終えた後に別の場所で演説をしようとした。そこにもいつもAさん

がついている。その中で、組織的・集団的ではなくて、一人の人物がAさん帰れというようなことを叫んだときに、多くの警察官がそこにやつてきて身柄を拘束して、後方に二十メートル以上引き

ずつしていく。これは法的根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) 具体的な事案についてお

答えすることはできかねるんすけれども、

あくまで一般論として申し上げますと、政治的な

活動への参加というのは民主政治の根幹を成すものであり、重要であります。

○有田芳生君 その男性が警察官に引きずられて

別の場所に連れていかれた。それを見て憤慨した

ときには、まさに記憶はございません。

○副大臣(義家弘介君) やじが飛んだことはございませんけれども、肅々と演説を続けていたというふうに記憶しております。

○大臣政務官(宮崎政久君) 私も演説中にやじが

飛んできたという経験はございますが、やじに反

応するということではなくて、そのまま演説を続

けたというふうに記憶しております。

○有田芳生君 大臣に一般論としてお伺いをいた

しました。

Aという政治家が選挙の応援のために駅前で演

説をしようとした。道路を隔てたところに、Aさ

ん頑張れというようなプラカードをいつぱい持つた人たちが支援に来ていた。その中に一人、膝の

ところにAさんアウトと、例えばそういうプラ

カードを持っていた人がいた場合に、それを法的

に排除する根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) あくまで一般論として申し上げますと、政治的な活動への参加の形態の一つだと思いますので、法的に規制をするという

ようなものはないと思っております。

○有田芳生君 そのAという政治家が、その駅前

で演説を終えた後に別の場所で演説をしようとした。そこにもいつもAさん

がついている。その中で、組織的・集団的ではなくて、一人の人物がAさん帰れというようなことを叫んだときに、多くの警察官がそこにやつてきて身柄を拘束して、後方に二十メートル以上引き

ずつしていく。これは法的根拠はありますか。

○國務大臣(森まさこ君) 具体的な事案についてお

答えすることはできかねるんすけれども、

あくまで一般論として申し上げますと、政治的な</p

が来て腕を取り、写真を撮るうとし、そして後方に移動させられる。これは法的に何か根拠はあるですか。

○国務大臣(森まさこ君) 委員の質問が非常に具体的な事案を念頭に置いたものと考えられますので、具体的な事案についてはお答えできかねるということを申し上げた上で、一般論としてお答えしますと、先ほどから申し上げておりますとおり、政治活動への参加というものは民主政治の根幹を成すものであり、重要であるというふうに考えております。

○有田芳生君 何か政治的な発言をした人がいるとする。そして、その友人であるとみなされた人が、そこからずっと、道路を歩いていても十人以上の警察官に尾行される、あるいは店に入つてもそこに三人の、数人でいいんですけれども、そういう警備が付くという法的根拠はあるんでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 同様のお答えになりますけれども、具体的な事案への当てはめということについてはお答えできかねることを申し上げた上で、一般的には、政治的活動への参加というものは民主政治の根幹を成すものであるというふうにお答え申し上げます。

○有田芳生君 当然、憲法に基づく政治的活動の自由の範疇だと私も思います。

そして、警察庁にお伺いしますけれども、北海道の山岸直人本部長が北海道議会で何度も何度も語ってきたように、お答えは差し控えさせていただきますという答弁はしないでください。それを前提にお聞きをします。

今年の七月十五日、安倍総理大臣が、参議院選挙の応援で北海道の新札幌駅で演説をしようとした。そのとき、多くの支援者たちが集まつてしましました。その中で、ある男性が安倍さんに批判的なプラカードを膝に置いていた。そこに警察官がやつて、その人を排除する法的根拠は何ですか。

○政府参考人(河野真君) お尋ねの件は、七月十五日、札幌市で街頭演説が行われた際、北海道警

察が現場においてトラブル防止の観点からの措置を講じたものとの報告を受けております。

他方、本件に関する告発状が検察庁に提出されていることであり、その処理の状況を踏まえつつ、北海道警察において引き続き事実確認を行っているものと承知しております、これ以上のお答えは差し控えさせていただきますけれども、いずれにますと、先ほどから申し上げておりますとおり、立性に疑惑が抱かれたことは残念であり、今後とも不偏不党かつ公正中立を旨として職務を執行していくよう、都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○有田芳生君 膝の上に、安倍首相に対する厳しい言葉ではなく、例えばアウトとか、そういうことを、膝の上にプラカードを持ってる人を排除する根拠は何ですかと聞いています。お答えを差し控えたいということではなく、その法的根拠を示してください。

○政府参考人(河野真君) 北海道警察においては、引き続き事実確認を行つているものと承知しております。

○有田芳生君 事実確認じゃなくて法的根拠を教えてくれとお願いしているんです。もうずっと北海道議会から、七月十五日から、もう四ヶ月たつんですよ。どういう法的根拠なんですか。

○政府参考人(河野真君) 本件の具体的な取扱い等については、検察庁に告発状が提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、北海道警察において事実確認を継続していることから、これ以上のお答えは差し控えさせていただきます。

○有田芳生君 そんなの質問できないじゃない。質問できないじゃない。事実を確認しているんですよ。

○政府参考人(河野真君) 繰り返しになりますけれども、現在、北海道警察において事実確認を継続しているところであります。

○有田芳生君 四ヶ月かかっても事実確認できなさい、そんな警察なんですか。

じゃ、伺いますけれども、どういう告発状が出ているんですか。具体的にお示しください。

○政府参考人(河野真君) 告発状の中身については承知いたしておりません。

○有田芳生君 何言っているんですか。北海道議会で具体的にどういう告発が明らかになつてているんじゃないですか。違いますか。

○政府参考人(河野真君) どの事案が告発の対象とされ、違法と指摘されているかについては承知

していません。

○有田芳生君 北海道議会では明らかになつていません。

じゃ、時間がもつたないから次に行きます。

同じく、総理が、道路の向こう側にいた最初の男性が友人たちに総理が来るから聞きに行こうと、一人の男性が、安倍さんに対しても、総理に対して帰れということを叫んだ。そうすると、三秒から五秒の間に、この写真の上の方ですけれども、警察官がやつてきて、取り囲んで、腕をつかんで、「二十メートル以上後ろの方に引きずつて立派に映像は残つている。今だつてネットに残つていますよ。そういうことをやる、行う警察の法的根拠は何ですか。

○政府参考人(河野真君) 繰り返しになりますけれども、本件の具体的な取扱い等については、検察庁に告発状が提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、北海道警察において事実確認を継続していることから、これ以上のお答えは差し控えさせていただきます。

○政府参考人(河野真君) 先ほどからの繰り返しになりますけれども、本件の具体的な取扱い等については、検察庁に告発状が提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、北海道警察において事実確認を継続していることから、これ以上のお答えは差し控えさせていただきます。

○政府参考人(河野真君) 先ほどからの繰り返しになりますけれども、本件の具体的な取扱い等については、検察庁に告発状が提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、北海道警察において事実確認を継続していることから、これ以上のお答えは差し控えさせていただきます。

○政府参考人(河野真君) 創価学会の青年に声を掛けられて、総理が来るから行ってみようじゃないか。そして、彼らは、日常的に政治に対する思いがあるのですから、めったに見ることもできない総理がいらしたときに自分の思いを声に出しかねないんです。政党に属している人でもないんですね。一人は創価学会の青年ですよ。二人の、帰れと言つた人と消費税反対と言つた人が、男女が排除された。それ見てびっくりしたその創価学会の青年は、仲間だと思われて、そこからずっとと大通公園とか歩いているときにも、前に一人、後に二人、警察官がずっとと付いてきて、どこに行くんですか、何をするんですかということを聞いた。この法的根拠は何ですか。

○政府参考人(河野真君) 繰り返しになりますけれども、本件の具体的な取扱い等については、検察庁に告発状が提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、北海道警察において事実確認を継続していることから、これ以上のお答えは差し控えさせていただきます。

○有田芳生君 四ヶ月たつているんですよ。事實

○有田芳生君 もう四か月たとうが半年たとう
が、忘れるのを待つてゐるんぢやないかと思わざ
るを得ないほど。事実なんてもう明らかなんだか
ら、単純な事実なんだ。それさえ確認できない
これはもう公平中立どころぢやないぢやないです
か。

もう繰り返しになりますから、残念ながら次に
行きますけれども、その參議院選舉の前に、警察廳
の警備局長が通達出していますね、六月二十六
日に。どういふ内容ですか。

○政府参考人(河野真君) 警察厅におきまして
は、本年六月二十六日、都道府県警察に対し、警
護及び警戒措置の徹底、テロ等の未然防止に資す
る情報活動の強化などのほか、警護に当つて
は、警護措置の内容や対応に細心の注意を払い、
警察の政治的中立性に疑念を抱かれることのない
よう、十分配意することとしております。

○有田芳生君 通達にあるように、警察の政治的
中立性に疑念を抱かれるこのないよう十分に配
慮をしていないのが北海道警察だったじやないで
すか。

しかも、この通達の中にはこう書いてある。右翼に注意せよというのが前提なんだけれども、また、右翼以外であっても社会に対する不満、不安感を鬱積させた者が云々とあって、現場の配置員には、固定観念を払拭させ、緊張感を保持させてこの種事案の未然防止を図ること。固定観念を払拭させるというのはどういう意味ですか。

○政府参考人(河野真君) 当該通達は、右翼以外の者であっても重大な違法事案を引き起こすこととも懸念されることから、右翼であるか否かの別をもつて、のみによつて判断すべきではないことを示したものではござります。

○有田芳生君 だから、現実に当てはめれば、一言やじを発した人、何も発していないのにその仲間だと思われた者、プラカードをただ持つっていた者が排除される、それが固定観念を払拭させる行為だったんじゃないですか。

後に警備状況についての報告をなさっていますね。もう聞いてもしようがないんで、皆さんにお配りした右側ですけれども、黒塗りの文書です。もう真っ黒です。真っ黒、真っ黒、いつもの真っ黒。何があつたかも書かれているんでしょうかけれども、こういう状況が続いたのが七月十五日の北海道のことなんですね。

もう時間が来ましたから、公選法に基づく選挙妨害について、選挙の自由妨害罪とは一体何なのかと、公職選舉法の二百一十五条ですけれどもこれまで判例があります、大阪高裁、最高裁でも。誰かお答えできる方いらっしゃいますか、法務大臣でなくとも。

○政府参考人(保坂和人君) 今、御通告いただいておりませんので、今手元に資料がございませんので、申し訳ありませんが、お答えをすることはできかねます。申し訳ございません。

○有田芳生君 通告がないから答えられないというのではなくて、それはないというのが前提の今の国会だから、もう時間がないのでお答えしますと、要するに、結論的に言えば、事実上演説することが困難な状況になつたときのことだと、最高裁、大阪高裁でも明らかにしている。一般聴衆がその演説内容を聴き取り難くなるほど執拗に自らもやじ發言あるいは質問をなし、一時演説を中止するのやむなきに至らしめるがごときは公選法二百二十五条に該当するというのには、これは大阪高裁、昭和二十九年の判決ですけれども、そういうことでない、やじ一つ飛ばしたやじも飛ばしていいのに排除される、尾行される、こういうことが政治的公平、中立じやないでしょということなんですね。

今、警察庁に伺います。

○政府参考人(河野真君) 大石吉彦警備局長であります。

○有田芳生君 大石さんは、今年の一月までどういうお仕事をされていましたか。

○政府参考人(河野真君) 内閣總理大臣秘書官を務めておったと承知しております。

○有田芳生君 もう時間ですのでやめますけれども、このように、總理に対するそんたくが行われたのではないかと疑わせるような異常な警備が七月十五日に北海道であつたという事実、これは北海道警察道警本部長が近く明らかにすると言つていながら、もう一ヶ月、三ヶ月、四ヶ月たつている。こんなことでは警察の中立性、公平性というのは多くの国民に疑われる。改善していただきたい、同じようなことを起こさないでいただきたいということをお願いをして、質問を終わります。

○櫻井充君 本来であれば大臣所信に対する質疑ですが、済みません、発言の機会が余りないので、台風十五号、十九号、それから集中豪雨についての質問をさせていただきたいと、そう思いました。

今回の台風、それから大雨によつて犠牲になられた皆様、そしてその御遺族に衷心より哀悼の誠をささげたいと思います。さらに、被災された皆さんに心からお見舞い申し上げると同時に、これは与野党を超えて復旧復興に全力を尽くしていくたいと、そう思っています。

その観点から何点か質問させていただきたいと 思います。

今回の被災は割と小さい町が中心で起つてきていて、財政規模が非常に小さいので、激甚災害に指定されたとしても自己負担が重くて財政破綻してしまうんではないかということを懸念されている首長さんたちが随分おられます。

安倍政権で早期に激甚災害に指定していただいたことについては評価をしたいと思いますし、感謝申し上げたいんですが、例えば地元の角田市という町があります。ここに、今のところ分かつている被害の総額が三十五億。これ、激甚災害に指定されていても一七%の市町村負担があります。そうすると、それで計算すると約十三億円の自己負担があつて、ここに財政調整基金が十三億円

ちよつとなんですよ。つまり、この基金を全て取り崩してしまわないと、激甚災害に指定されたとしても町としてやつていいないと。そうすると、市長さんから言われているのは、財政破綻してしまふんではないかという懸念を抱かれているわけです。

そこで、阪神・淡路の大震災のときには、これ自己負担があつたんで、神戸市はその返済に相当苦労しました。ただ、神戸市は非常に大きい町なので何とかやつていているわけです。そこで、東日本大震災のときには、私は財務副大臣務めさせていただいていましたが、町の、基本的には市町村負担をゼロにいたしました。後から一部負担をお願いしたときもありますが、事例はあります。が、基本的に市町村の負担はゼロといたします。

是非、本当に、財政の弱い町に対し、市町村に 対しては、自己負担を減額する、若しくはゼロにしていただけるようなことはお考えいただけないでしょうか。

○政府参考人(宇波弘貴君) お答え申し上げます。

十一月の七日に取りまとめた対策パッケージにおきましても、例えば大量かつ広範囲に発生している廃棄物などの処理について広域処理の支援とか、あるいは自治体の実質的な負担を軽減するといった措置、それからグレープ補助金につきましても、福島県とそれから宮城県において、東日本大震災からの復興途上にある被災事業者が実質的に事業者の負担のない形でなりわい再建に取り組めるように新たに五億円までの定額補助とする措置を実施するなど、被災自治体、被災者の状況に配慮した措置を講じているところでござります。

同パッケージの基本方針におきましても、被災者の方々の安心感を確保し、被災自治体が安心して復旧復興に取り組めるよう切れ目なく財政措置等を講じていくというふうに明記されているところですが、いまして、この方針に沿つて今後とも丁

寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

○櫻井充君 多分、まだ決定されていないので、こうしますとまでは言えないんだろうと思います。是非、お願ひは、繰り返しになりますが、本当に市町村負担が出てくると財政破綻してしまう可能性があります。それから、今被災地の話があまりましたが、千葉県でも相当その被害の大きい町があつて、そこも財政力弱いですからね。ですかね、皮災三県とかつかづぎ、皮災二県とかつかづぎ

いと思ふんです。

例えば、宮城県とかそれから仙台市だとこの震災関連を除けば一般会計約五千億ぐらいまだあります。県知事や、それから市長の裁量的経費が大体三十億ぐらいだと。つまり一%もないといふことですよ。これ、例えば一%負担で十年間で返済ということになつたって相当大変なことなんですよ、これは。

ですから、こういったことを全部勘案していただいて、どういう財政規模でどういうルールを作るのが、これから災害が増えてきてるので検討しなきゃいけないと思うんです。毎回毎回これでこういうふうにしましようということではなくて、どの程度、全くゼロということにはできないんだというんであれば、どの程度の負担だったたら可能なのかと、いろいろルールを決めていくべきだと思ってるんですよ。例えば、十年間で、今申し上げたとおりの数字でいうと、1%も無理なんですよ。多分の・5%も無理だと思います。そういうようなある程度のルールを作つていただきたいと、これはまあ要望ですから、是非お願いしたいと思います。

それから、農業被害が結構ありますて、まず、その中で米のことから申し上げると、まだ収穫制度の米については、これは保険制度がありますから何とかなるんです。それから、農協に納めたものはもう仮払いされているので、等級が決まっていてものについては、これは今度は農協の問題です。

なつて、農協で保険に入つてゐるから、まあこれは何とかなるんですよ。で、問題にならないのは二つあって、この間、農協と話をしていたら、農協にまだ仮払い前のお米があるんですが、これもうやら保険の適用になりうる。保険の適用にならないのは、自宅に、まだ農協に納める前に、何というんですか、保管していた米については、これ実は保険の対象にならないんですよ。まずこれについてきちんと手当をしていただきたいと思うんですけど、いかがでしようか。

○政府参考人(平形雄策君) お答えいたします。

収穫後に農家の倉庫等で保管されていた米の漫

水被害にござましては、近年、取入保険や任業共済の特約が整備されたところでございますが、しかししながら、今般の台風十九号により、被害によつて營農を断念せざるを得ないとおつしやられる農家の方もいらっしゃいます。

このため、保管していた米が浸水被害を受けた農家に対しましては、當農再開に向けまして、今後、(略)

後 収入保険や任意共済の特約等に加入していた
だくことを前提に、土作りや種苗等資材の準備等
といたしまして十アール当たり七万円というこ
とを支援する対策を講じることとしたところでござ
ります。

今の点、すぐ大事だと思ったのは、収入保険に余り入っていないんですね。そして、従来どおりの保険制度とどちらが、まあ言葉は悪いんでですが、得なのかというのを見ている人たちがかなり多くて、今回のこの措置の中でいうと、やつぱり保険に入っている人と入っていない人の不公平感というのも出ちゃいけないと思っているんですよ。そういう意味で、今御答弁あつた、収入保

險に入ることを前提にというのは非常にいい措置だと思うので、是非きちんと手当していただきたいと、そう思います。

それから、大豆とか飼料用米については、「これ元々価格が安いので、結果的に政府で奨励金といふんでしようか、補助金を、いわゆるゲタと言つた

でていますが、げたを履かせているわけですよ。このゲタは収量に応じて決まってくるのですから、今回のように収量がゼロになつてしまふと、このゲタの部分が非常に低くなるんですよ。是非お願いは、例えば過去三年間ぐらいの収量を計算していただき、予定収量を計算していくだけで、それに沿つて支払つていただくとかなんとかしていただかないと再生産できないんじやないかと思いますが、この点についてはいかがでしようか。

○政府参考人(平形雄策君) お答えいたします。
大豆につきましては、委員御指摘のとおり、大豆

す自然灾害による損失に対しましては農業共済から
の共済金ということでございますが、それに加
えまして、適切に肥培管理が行われた作付けに對
しましては、災害により収量が得られなかつた場
合であつても、一つ、畑作物の直接支払交付金、
ゲタの面積払い、これ十アール当たり一円でござ
います。それにプラスして、水田活用の直接支払

○ 櫻井充君 ありがとうございます。
皆さん心配しているので、是非手厚くお願ひしたいと思うんです。

もう一つ、農機具についてお伺いしておきたいと思います。

この間、農水省の説明ですと、「一般的に言うと、農機具の補助金は十分の三程度だということ」でございました。多分、七割負担しろといつたら、もう農業やめましたという人たちが随分出てくると思うんです。ただ一方で、これ、農機具に対して、まあ一軒に一台必要かというと必ずしも

そうではないと思っているんですね。
それで、例えば、東日本大震災のときに、中小企業のグループ化補助金のような、そういう制度をつくらせていただきましたが、農業が大規模化させていくようなこと、大規模化させるというのが今の政府の方針でしょうから、ある程度規模が集

買つたところに對して、それに見合いの農機具を買つていただけによるような補助金をつくって、補助の割合を十分の三よりかなり引き上げていただくと。例えば、グループ化補助金のときには七五%の補助でした。そういうような、補助率を上げて、なおかつ集約化を進めていくて、再生産するような、そういうスキームをつくつていつたらいいんじやないかと私は思つているんですが、まあこれはどちらでも結構です。

いずれにしても、この農機具に對してもきちんととした手當てをしていただかないと再生産ができないんですけど、この点についていかがでしよう。

○政府参考人（鈴木良典君） 台風十九号等に伴う被害に対しましては、農林水産省において十一月七日に公表しておりますが、この中で、被災した農業用機械に関しては、被災前と同程度の機械の再取得を支援することにしております。ここも、十一月七日の段階で補助率十分の三から二分の一に引き上げて対応するとい

また、被災を機に規模拡大などを図る場合については、共同利用や扱い手への作業集約化に必要なものであれば、被災前よりも高性能なものも含めて農業用機械のリース導入の支援をするということにしております。

また、同じく十一月七日に公表されました被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージでは、農林漁業者の支援においても、グループ補助金等も活用しつつ、柔軟かつきめ細かく対応する旨が盛り込まれており、政府一体となって、地元の意向をお聞きしながら、来年の営農に影響が出ないよう、被災地に寄り添つて引き続き丁寧に対応をしてまいりたいと考えております。

委員御指摘の点に関しては、このような支援を通じて、被災を機に担い手への集約を図り、ニーズや寒さなど現場の実情、状況を把握し、今後の検討に生かしてまいりたいと考えております。

鈴木審議官、この間まで東北農政局長でしたから、宮城県、いや、宮城県だけじゃないですよ、福島も相当な被害を受けていて、東北の震度はよく分かっているはずですから、是非御尽力いただきたいと、そう思います。

東日本大震災のときに、例えば岩沼市などは随分大型の法人化が進みました、例えば寺島地区といたしまして、例えは寺島地区というところは三十二軒農家ありました、全部やめましたから。鈴木審議官、ちょっと聞いてくれる、鈴木さん、聞いておいてくれる。要するに、この寺島地区というところは三十二軒農家あったんですよ。で、もう全員やめてしまって、ただ、三人で立ち上げた法人、大体七十町歩か八十町歩だつたと思いますが、こうやって何らかの災害があるたびにこうやって集約化して、良くなっていますよ。

それから、国土強靭化対策についてというかで、今、大郷の町長は集団移転事業を進めようとしているんです。これ、僕は現地行きましたが、やっぱり本当に悲惨でして、決壊したすぐのところにお寺さんがあるんですが、墓石が全部壊れていきました。墓石が全部壊れているだけじゃなくて、墓石がもう流されているわけですよ。この地域の人たちは、こここの、もうこの地域に住みたくない、特に若い人たちはもうこの地域に住みたくないんですねと、特に若い人たちはもうこの地域に住みたくないんですねと言っているんです。これ、集団移転事業を町としては推進していくと言つているんですが、問題はここからです。

集団移転事業を行うということになつた際に、保険に入っている方々は多分新築できるんですよ。保険に入つていなかつた方々、それから住宅ローンを組めない高齢の方々、こういう人たちは、集団移転事業をやりましょうといったつて、

ここに住みたくないといつても、結果は住み続けざるを得なくなつてしまふんですよね。

それで、まず、国土強靭化策というのは堤防をかさ上げするようなそれだけのものなのか、それとも今のような集団移転事業も含めてなのか、この点について御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(徳永幸久君) お答えします。

国土強靭化につきましては、堤防のかさ上げ等の対策のみならず、土地利用計画といたしまして、災害に危険なところにできるだけ人に住んでいただかないように措置するということも含まれております。

以上です。

○櫻井充君 そうすると、これ予防的措置も含まれるんだろうと、まあ医者なのでそういう発言になつちやうかもしませんが、そういうものも含まれるんだろうと思うんですよ。

今回のハザードマップは、今回というか、ハザードマップは物すごいよくできていました。ハザードマップのとおりでした。

それから、東日本大震災のときに、四十五号線ずっと走つていってみたら、ここまで津波が来ましたというのが書いてあるんですが、あれは、東日本大震災があつたからその看板ができただではなくて、その前からできているんですよ。多分、女川の原発などは、本来は二メートルぐらい低い場所に造る予定だったんですが、当時の平井さんという副社長の方の英断で二メートル上げたから全くその被災受けなかつたと。あそこは避難所になつっていましたけれども。ですが、そういうところにお寺さんがあるんですけど、お寺さんの方がお借りになる場合には、利子相当額を助成するという仕組みもございまして、実質的に無利子でローンの借り入れができるという仕組みになつております。

そうすると、この地域の方々にしてみれば、もしどうぞ。やるべきなんですよ。

転したいと思う方、随分いらっしゃると思うんですよ。やるべきなんですよ。

ただ、問題はここからでして、予防的措置になると、実は保険も何もないんですよ。全員自己負担であります。

○櫻井充君 ありがとうございます。

このようないくつかの事情に合わせて国土交通省としても支援をしてまいりたいと考えております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

個人の事情に合わせて国土交通省としても支援を

○櫻井充君 いや、その適切が本当に市場の売買価格になると困るんですよ。ある程度けた履かせてもらわないと移転できないんです。

それから、住宅ローン組めないような人たちに對しては、東日本大震災のときはそうでしたが、復興公営住宅を造らせていただきました。やはりその公営住宅などを造つて、そこに安いお金で入居していただくようなそういう仕組みも必要だと思いますが、この点についていかがですか。

○政府参考人(徳永幸久君) お答えします。

防災集団移転事業につきまして、移転をしていただくことになるわけですから、その方々が移転先で住宅再建をされないという場合に、地方公共団体の判断によりまして、その住宅再建されない方の中では、現に住宅に困窮し、収入が少ないと、いわゆる公営住宅の入居資格要件を満たす世帯につきましては、公営住宅に優先的な入居を認めるという制度、ということが可能という制度になつております。

○櫻井充君 イナスになるわけですね。今の日本の住宅の事情といふか、売買価格はそなつちやうんですよ。

そこで、繰り返しで、あとはもう一つは、高齢者の人たちは多分住宅ローン組めないんですよ。こういふ人たちが現実にいる中で、幾ら国土強靭化策だといつて集団移転事業は進まないと思いませんか。

○政府参考人(徳永幸久君) お答えします。

防災集団移転事業につきましては、堤防をかさ上げするようなそれだけのものなのか、それとも今のような集団移転事業も含めてなのか、この点について御答弁いただきたいと思います。

そこで、まず、国土強靭化策というのは堤防をかさ上げするようなそれだけのものなのか、それとも今のような集団移転事業も含めてなのか、この点について御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(徳永幸久君) お答えします。

国土強靭化につきましては、堤防のかさ上げ等の対策のみならず、土地利用計画といたしまして、災害に危険なところにできるだけ人に住んでいただかないように措置するということも含まれております。

以上です。

○櫻井充君 そうすると、これ予防的措置も含まれるんだろうと、まあ医者なのでそういう発言になつちやうかもしませんが、そういうものも含まれるんだろうと思うんですよ。

今回のハザードマップは、今回というか、ハザードマップは物すごいよくできていました。ハザードマップのとおりでした。

それから、東日本大震災のときに、四十五号線ずっと走つていってみたら、ここまで津波が来ましたというのが書いてあるんですが、あれは、東日本大震災があつたからその看板ができただではなくて、その前からできているんですよ。多分、女川の原発などは、本来は二メートルぐらい低い場所に造る予定だったんですが、当時の平井さんという副社長の方の英断で二メートル上げたから全くその被災受けなかつたと。あそこは避難所になつていましたけれども。ですが、そういうところにお寺さんがあるんですけど、お寺さんの方がお借りになる場合には、利子相当額を助成するという仕組みもございまして、実質的に無利子でローンの借り入れができるという仕組みになつております。

このようないくつかの事情に合わせて国土交通省としても支援をしてまいりたいと考えております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

それで、一点心配しているのは、日本の制度だけなんですが、住んでいても、建築二十年ぐらいいになつちやうと住宅の価値はゼロになるどころかマ

以上です。
○櫻井充君 是非よろしくお願ひします。

今回行つた、僕が回った地域の人たちの声をお伺ひしていると、やはりこういう不安な地域にもう住みたくないんですけど、そういう話しされてるんです。

もう一つ、これ結構大きな問題だと思っているのは、その地域からどんどん離れていく人たちがいるわけですよ。例えば南三陸町などは、震災の後、前後で五千人人口が減っているんです。一万七千人から一万二千人ですよ。千人近くの、千人弱の方がお亡くなりになつて、四千人の方が町を捨てているんですよ、捨てるという言葉は申し訳ないかも知れません。

そうすると、こうやつて集団移転事業を行う際に、その換地が町内に、例えば被災したところにあるんだつたら、まだ人口減を止めることは可能なんですが、そうでないとする、今もうそうでなくとも過疎地は深刻な問題になつていてるんで、人口減で。そういうことにも配慮していただいた上で、なるべく人口が流出しないようになるべく早くに手当てしていただきたい。この人たちが、繰り返しですが、その町から離れるということではなくて、その町にとどまつていただけるような対策を取つていただきたいということは要望しておきたいと、そう思います。

それからもう一つ、ダムの事前放流についてお伺いしておきたいと思います。
今回、エアメール相当鳴りました。エアメール相当鳴つた中の半分はうそかも知れませんけれど、ダムの事前放流があつて、それで決壊するかもしれないという、そういうことが随分あつたわけですよ。

そうしてくると、何か話を聞いてみると、西側の方は割と大雨が多いのでダムの事前放流についてのルールが定められているやにお伺いしていまが、これから東日本側についてもそういう対応をしていくべきだと思いますが、その点についていかがでしよう。

○政府参考人(塙見英之君) お答え申し上げま

す。事前放流につきましては、事前にダムの容量を確保して洪水をため込むことができるという意味で非常に有意義かつ実効的な取組だと思っております。これまでも国土交通省でガイドラインを示しておりますけれども、利水者が建設に当たって費用を負担した上で発電やかんがいのための水を貯留しているということでございますので、利水者の合意を得ることが不可欠でございます。

このため、損失賠償の考え方などを示したガイドラインを丁寧に説明させていただくとともに、また、水位回復の予測技術の開発も進めながら、放流の取組が進むように取組を進めてまいりたいと考えております。

○櫻井充君 これ、確かに分かるんですね。例えば、これが、何というんでしょうか、電気を発生させるために貯水しているんですけど、せつからくダムを造つても、事が降らなかつたらどうするんだという問題が起こります。

事前放流しておかないと、ダムで放流することによつてリスクが高まるんだろうと、そう思つていらっしゃる方、人間が人工的に造つたもの自体が結果的にプラスに働くかないでマイナスに働いてしまう可能性もゼロではないと思つていて、この点についてもきちんとやつていただきたいと、そう思つますので、よろしくお願ひします。

もうこれではほとんど終わつてしまいまして、一点点だけ、ここはちょっとお願ひしておきたい、法務省に別件でお願いしておきたいことがあります。
今回、大臣の冒頭のところ、所信のところの冒頭は児童虐待でした。だけど、児童虐待についても、もうこれは厚生労働省でちゃんと対策ができるんかなは八六%も奨学金借りて進学しているんで、普段の家庭の倍ですよ。こういうような人

んでしようか。

むしろ、そんなことをやつていただくぐらいだつたら、一人親家庭の支援とか養育費の支払とか、それから親権の問題とか、こういう子供たちに対するところはきちんととした、何というんでありますか、責任省庁がないんですよ。ないというわけじゃないんです、これ本来は法務省がやるべき僕は案件だと思ってるんです。

ですから、児童虐待は厚生労働省のが中心で、後は児童相談所がもうちょっと強化されてやっていけばいい話であつて、こういうところに法務省が何かをしますということよりは、むしろむしろ一人親家庭とかの支援をもつと充実させていくような、今回残念ながらそういう項目は入つていませんですね、大臣所信の中に。この点につい

てきちんとやつしていくべきではないんでしようか。

○委員長(竹谷とし子君) 森法務大臣、時間が過ぎておりますので、答弁、簡潔にお願いいたします。

○國務大臣(森まさこ君) はい。両方とも大事であると思っておりますし、また、大臣所信の中でも、両親が離婚した後の子供の養育の在り方の問題を含む、現在行つてゐる家族制についての検討を着実に進めようとしております。この文言の中に委員御指摘の養育費等々の問題も含まれておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思

います。

さて、言うまでもございませんが、今回のよう

な大規模災害の際、平時と異なつた様々な法的諸問題を惹起をいたします。先ほどの元榮先生の御質問とも重複をしてしまいます、恐縮でございますが、無料法律相談等、法テラスを始め様々な施

策を打つていただいております。災害の影響で、住宅ローンなし車のローン、屋根が飛んで隣家に当たつてしまつた賠償責任、あるいは労使関係においても、営業が困難になり、災害を理由とした雇用の法律上の問題、解雇や雇い止め、こういった諸問題も惹起されるということが想像だ

れます。ただし、ある省庁がやつてゐるんであれば、様々なところが取り組むよりは、ちゃんと分担してやつていつた方が僕は効率的なのではないかなど。

それから、こここの法務委員会でずっと審議させていただいていますが、必ずしも対応が十分じゃないから、だから、例えば一人親家庭の子供さんなんかは八六%も奨学金借りて進学しているんで、普段の家庭の倍ですよ。こういうような人

たちをちゃんと救済するスキームを作つていくべきだと、そのことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。

今回、法務委員会はもとより、委員会での質問、初めて立たせていただきます。大変、初めて法廷に立つたとき以上に緊張しておりますが、御容赦いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

まず第一に、先ほど来もありましたが、この度の台風災害等についての質問をさせていただきました。今回残念ながらなられた方々の御冥福を心よりお祈りを申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

まず、今回相次ぐ台風なし豪雨の被害に遭われてお亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈りを申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、言うまでもございませんが、今回のよう

被災者の皆様が法律の専門家に速やかにアクセスする機会を提供をする、そういう意味におきましても、例えば、各単位会である弁護士会、司法書士会も、早速法的専門職の皆様の無料法律相談等を独自に実施をされているということも承知をしております。政府としても、こうした関連諸団体との緊密な連携を行つていただき、きめ細やかなサポートを実施していただきたいというふうに切に願うものでございます。

さて、先ほどの元祭先生の質問にもございまして、た無料法律相談、これも同じく重要な取組であると思いまますし、先ほどの御答弁の中でもインターネットを始めとして様々な周知に努められていてお話をございましたが、まだまだ現場にはこうした支援体制が整っていることが、情報が届いていない、そういう現実もあるうかと思います。どこに相談したらいいか分からぬ、そういうふた方向を、方々に対して手を差し伸べるためにも、より一層広報の周知、また、今はスマートフォンなど

を利用してのSNSなどの拡散力というものの重要かというふうに考えております。その意味におきまして、お尋ねいたします。この法テラスによる無料法律相談等の被災者支援の、法的支援の現状及び更なる周知・広報等についてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(森まさこ君) 安江委員にお答えをいたします。

委員御指摘のとおり、法務省が所管する日本司法支援センター、通称法テラスでは、相次ぐ災害の被災者の方々に対し、法テラス・サポートダイヤルにおいて、災害によつて生じた様々な法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等についての情報提供を行つております。また、令和元年台風第十九号については、政令が公布、施行され、法テラスにおいて被災者の方々に対し、資力の有無にかかわらず無料法律相談を提供をしてきまし

に御利用いただけけるよう効果的に周知することが重要であると私も考えております。法務省及び法テラスにおいては、ホームページ内に特設ページを開設し、法テラスのこれらの支援に関する情報を掲載するなどした上、無料法律相談に関するチラシを作成し、被災した都県等に配布して周知を依頼しております。

今後も、法テラスが提供する支援について、一人でも多くの被災者の方々に御利用いただけるよう、委員の今の御指摘も踏まえて、引き続き、法テラスとともに関係府省庁や被災地域の地方公共団体、弁護士会等とも連携して一層の周知の工夫に努めてまいりたいと思います。

○安江伸夫君 引き続き充実した支援をお願いしたいと思いますし、残念ながら、こういった災害もますます激甚化、多発化していくと思います。そうしたノウハウをしっかりと蓄積して、万が一また次の災害があつたときの迅速な対応というのも併せてお願いしたいというふうに思います。

続いて、次の質問に移らせていただきます。再犯防止の取組についてお伺いをしたいというふうに存じます。

法務大臣の所信におきましても、世界一安全な国日本の実現を目指して、その第一として再犯防止対策を掲げていただきしたこと、非常に頼もしく思います。

御案内のとおり、我が国における再犯率は、初犯者が大幅に減少している反面、平成二十九年の犯罪白書によれば、刑法犯検挙者のうち四八・七%がいわゆる再犯であると。要するに、およそ二人に一人が再犯者というのが我が国の実情でございます。安心、安全な社会を実現するべく、再犯防止推進計画を引き続き力強く推進をしていただきたいというふうに思います。

私も弁護士の出身でございまして、弁護士として数多くの刑事案件の弁護人等も経験をさせていただきました。先ほど示した二人に一人が再犯というのも、私の弁護士の実感としても一致するものでございますし、また、人によつては前

科前歴がやはり三つ、四つ以上という方も少なくないというのですが今、刑法犯の実情かなというふうに思つております。こうした再犯を重ねてしまつて、いる事案に触れるたびに、私は、弁護人としての妥当な判断を目指して弁護活動に注力することはもちろんでございましたが、それと同時に、判決後ないし出所後の社会復帰を促進していく、切れ目ないサポートをしていく、これがより重要であろうかというふうに痛感をしてまいりました。

もちろん、犯罪者のある犯罪におきましては、被害者の存在を十分に認識、配慮をなし、犯罪をした者の自助努力をすることが重要であることは言うまでもございませんが、一方では、社会全体としての安心、安全を確保するべく、多様化する再犯原因の中長期的な対策も急務であります。

犯罪防止推進計画におきましては、これらの犯罪や再犯の多様性を十分に踏まえたものというふうに承知をしております。七つの重点課題と分類をして推進していくことは大変に意義のあるものと考えます。

その七つの重点施策の中で特に私が重要なとうふうに考えるものは、生活の最低限の基盤でございます住む場所と仕事の確保を支援していくということ、また、立ち直りに必要な能力開発として、学校等と連携した修学支援なども重要であると思います。また、地域のネットワークを利用して、自治体との連携の強化もまた不可欠であると思ひます。

私も、先日、地元の愛知県の豊明市にございました。ある少年院を視察させていただきました。在院する少年たちが、市のふるさと納税の返礼品を作つておられる、そういうような状況も見せていただきまして、地元の新聞にもこれが取り上げられ、その作業場にその新聞の切り抜きが貼つてしまつたけれども、そうした少年たちがそういうものを自身の励みとして一生懸命に作業に取り組んでいた姿が本当に印象的でございました。こうした自治体との連携もますます重要なになつてくる、立ち直りの重要なきつかけになつてくると考

そこで、こうした再犯防止、更生保護の充実における現状と今後の具体的な計画について法務省にお尋ねします。

○國務大臣(森まさこ君) 安江委員が弁護士時代の刑事弁護の貴重な御経験から御質問いただき、ありがとうございます。

私も、弁護士時代の刑事弁護や少年犯罪の付添人経験のことから、再犯防止についてはしっかりと取り組んでいかなければならないと思っていましたところでござります。新たな被害者を生まない安全、安心な社会を実現するために、犯罪をした者らの再犯をいかに防止するか、そのために、再犯防止の推進を政府一丸となって取り組むべき重要施策の一つと認識をしております。

その上で、再犯防止に当たっては、社会復帰後も地域社会において安定した生活を送れるようには、切れ目のない、息の長い支援を実施することが重要であります。委員御指摘のとおり、安定した生活を送るための前提となる就労、住居の確保や、学校等と連携した修学支援、地域で犯罪をした者等の立ち直りを支えてくださっている民間協力者の活動の促進、住民に身近な各種サービスを提供する地方公共団体との連携強化などを総合的に推進することが不可欠であります。

再犯防止推進法に基づき平成二十九年十二月に閣議決定した再犯防止推進計画においても、就労、住居の確保など、先ほど御指摘いただいた七つの重要課題を位置付けて、百十五の具体的施策を盛り込んでおります。

法務省においては、現在、関係省庁と連携しながら、推進計画に盛り込んだ一つ一つの施策を着実に進めているところであります。が、國、地方、民間の連携を一層強化し、引き続き再犯防止の推進に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

○安江伸夫君 引き続きの取組を何とぞよろしくお願い申し上げます。

そして、三つ目の質問に移らせていただきます

を検討するところございまして、大臣の所信におきましても、附帯決議の趣旨を踏まえつつ、犯罪被害者等の声にしつかりと耳を傾け、性犯罪の実態把握等を着実に進めるとの御指摘をいただきまし

「」の附帯決議の二におきましては、暴行又は脅迫、抗拒不能の認定について、調査研究を推進、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、被害者の心理等について研修を行うというふうに記載がなされております。

この性犯罪保護法益は、言うまでもございませんが、基本的には、その意味においては、同意がない性交渉、これは保護法益が毀損されているというふうに言えます。その意味において、この暴行、脅迫等の要件の要否という点も、これまでも十分に議論されてきたものと承知をしております。

しても、被害者側、加害者側双方の観点を取り入れて、その検討過程においても適切な配慮がなされなければ、いずれの方向性になるとしても、国民の眞の理解は得られません。

ます。弁護士としての御知見、またこれまでの大臣も務められた経験、そして法務に対する熱意、全てにおいて御期待を申し上げております。引き続きよろしくお願いいたします。

私たちも、災害からまず御質問させていただき

や通学支援、授業料免除なども内容に盛り込んでいただいたところでございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますが、法務省においては、特に、台風十九号による被災を受けて、速やかに法務省災害対策本部を立ち上げて、復

性犯罪の刑法改正の議論の状況、また特に被害者側の方々への意見聴取の状況ないし今後の方針について御答弁を求めてます。

○政府参考人(保坂和人君) 委員御指摘の強制性交等罪の暴行・脅迫要件につきましては、平成二十九年の改正の際には緩和ないし撤廃をするとはしないと、いうふうにされてございますが、御指摘のとおり、その改正法の附則の第九条におきまして、施行後三年を目途として、性犯罪の事案に係る実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることとされております。先ほど御指摘のとおり、法務省におきまして

は、その施策検討に向けた実態調査ワーキンググループを設置して、性犯罪被害者からのヒアリングなどをを行つておりますし、また御指摘の暴行・脅迫要件に関連する事柄も含めまして、例えは実態把握ですか無罪判決の収集、分析、外国法制の調査等、こういったことを進めておるところでございまして、来年の春頃を目途にその結果を取

台風十九号から一ヶ月が経過をいたしました。地元埼玉も連日回らせていただいて、いかにお声に寄り添つて、そしてお助けをするか、支えるかということだが、まず全力で傾けるところであるというふうに思います。

まず、大臣に決意をお伺いしたんですが、前任の大臣 法務省の総力を結集してという形でおっしゃつておりました。森大臣には、この総力を結集すると同等若しくはそれ以上の決意を持つて災害対応当たつていただきたいと思いますが、御決意をいただければと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 台風十五号、十九号でお亡くなりになられた皆様に御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお悔やみを申し上げたいと思います。

総理から辞令を二枚いただきまして、一枚が法務大臣を任ずる、もう一枚が復興、そして災害対応は全閣僚で取り組むものとするというもので、

旧、生活再建に向けて、地域支援、法的支援を継続して行つてきているところでございます。
発災以来、毎日被災地を回つてきましたので、
そういった現場を見てきた経験の上に立つて、閣僚全員が復興そして災害対応をするという意識を共有して、また、法務大臣として、そして被災地を選出の政治家として、東日本大震災や今般の一連の台風、豪雨災害などの大規模災害からの被災地の復旧復興や被災者の生活支援に引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○矢倉克夫君 御地元福島で被災者に寄り添われていた経験も踏まえまして、更に御期待を申し上げたいというふうに思います。

再建に欠かせないことは、やはり個々の被災者の方々への法律相談でもあると思います。資料をお配りしております。こちら、静岡の永野さんなど、いう弁護士の方が作られた資料であります。被災者の方々が求めているこの支援というものが一覧になつていて非常に見やすい部分であります。

りまとめる予定でございます。

その附則九条に基づく具体的な検討対象につきましては、そういうた調査研究ですとか、あるいはその被害当事者団体等から寄せられた様々な御指摘を踏まえて決めていくことになつておりますので、いずれにしても、充実した検討ができるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

今般の台風十五号及び十九号を始めとした一連の暴風雨により、私の地元である福島県など東日本大震災の被災地を含む東北・関東甲信越の広範な地域において甚大な被害が出たわけでございまして。しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

が、さらには、この支援策一つがカードになつていて、個々の事情に合わせてどうやつてカードを切つていくか、というシステムレーショントリニティもできるようなものであります。

○安江伸夫君 しつかりと被害者側の声にも耳を

今般の台風十五号及び十九号を始めとした一連の暴風雨により、私の地元である福島県など東日本大震災の被災地を含む東北、関東甲信越の広範な地域において甚大な被害が出たわけでございました。しつかりと取り組んでまいりたいと思います。

が、さらには、この支援策一つがカードになつていて、個々の事情に合わせてどうやつてカードを切つていくか、こういうシミュレーションもできるようなものであります。

例えば、六十五歳のお一人住まいの方がいらっしゃるといったしまして、一番上の方の、障害物の除去であつたり、応急制度支援など、このカードを切ることもできるわけなんですが、仮に切つてしまふと仮設住宅に入れなくなってしまう。仮設

傾けていただきたいというふうに思います。

今般の台風十五号及び十九号を始めとした一連の暴風雨により、私の地元である福島県など東日本大震災の被災地を含む東北、関東甲信越の広範な地域において甚大な被害が出たわけでございまざと取り組んでまいりたいと思います。

が、さらには、この支援策一つがカードになつていて、個々の事情に合わせてどうやつつかードを切つていくか、こういうミニユーレーションもできるようなものであります。

例えば、六十五歳のお一人住まいの方がいらっしゃるといたしまして、一番上の方の、障害物の除去であつたり、応急制度支援など、このカードを切ることもできるわけなんですが、仮に切つてしまふと仮設住宅に入れなくなってしまう。仮設住宅に入ることで、入りながら、そして賃料も発

時間が参りましたので、私からは以上といたし

今般の台風十五号及び十九号を始めとした一連の暴風雨により、私の地元である福島県など東日本大震災の被災地を含む東北、関東甲信越の広範な地域において甚大な被害が出たわけでございまして。しっかりと取り組んでまいりたいと思いまどいた。

今月七日には、私も参加した政府の令和元年台風第十九号非常災害対策本部会議において、被災者の生活となりわいの再建に向けた対策パッケージが取りまとめられました。

が、さらには、この支援策一つ一つがカードになつていて、個々の事情に合わせてどうやつてカードを切つていくか、こういうシミュレーションもできるようなものであります。

例えば、六十五歳のお一人住まいの方がいらっしゃるといいたしまして、一番上方の、障害物の除去であつたり、応急制度支援など、このカードを切ることもできるわけなんですが、仮に切つてしまふと仮設住宅に入れなくなってしまう。仮設住宅に入ることで、入りながら、そして賃料も發生しない状況の下で、横にあるいろんな支援策

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。よろしくお願いします。

ございました。今般の台風十五号及び十九号を始めとした一連の暴風雨により、私の地元である福島県など東日本大震災の被災地を含む東北、関東甲信越の広範な地域において甚大な被害が出たわけでございます。しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

今月七日に、私も参加した政府の令和元年台風第十九号非常災害対策本部会議において、被災者の生活となりわいの再建に向けた対策パッケージが取りまとめました。

ちょうど私が大臣に就任する直前に、自民党の災害対策会議において、またその案に向けた提言が出されたのですが、そちらの方に私も関わっておりましたので、特に、被災した子供の心のケアを

が、さらには、この支援策一つがカードになつていて、個々の事情に合わせてどうやつつかードを切つていくか、こういうシミュレーションもできるようなものであります。

例えば、六十五歳のお一人住まいの方がいらっしゃるといったしまして、一番上の方の、障害物の除去であつたり、応急制度支援など、このカードを切ることもできるわけなんですが、仮に切つてしまふと仮設住宅に入れなくなつてしまふ。仮設住宅に入ることで、入りながら、そして賃料も發生しない状況の下で、横にあるいろんな支援策を、これを受けながら生活を立て直すとともに、その後、例えば、公費で解体をして、その上で既に住宅において持つていた被災ローンは減免をするとともに、新しく住宅を建てたときには、六十

五歳でありますので、リバースモーゲージ貸付けなどもする。こういういろいろな組合せができるのですが、最初のカードの切り方が違うと、そういうのはもうできなくなるという、先を見越したアドバイスをするためには、非常に有益なものであるなどいうふうに思っております。

これを踏まえまして、大臣にまた改めてお伺いもしたいと思うんですが、私思ひうんですけど、やはり被災者の方に法律相談する上で一番大事なのは、先の見えない不安というものに対してもやつて寄り添つてゴールを見ながら法律のベストな選択を示していくのかというところであります。これは、ただ知識を知っているというだけでは何もできなくて、個々の方の事情が何であるかということを寄り添つて、それにとってベストな選択は何かということをしっかりと真剣に考える、これこそリーガルマインドであるというふうに私は思つております。

こういう意味でも、被災者支援のために弁護士等が生活再建のためのベストな選択肢をアドバイスすることが重要でありまして、そのようなことができる法曹人材を育成することが重要だと考えますが、大臣の御所見をお願いできればと思います。

○国務大臣(森まさき君) 委員御指摘のとおりでございます。また、このカードも大変有用なものだというふうに思います。

被災者支援のための法制度は多岐にわたっておりまし、また、時間の経過とともに必要な支援が変わってくるという面がございます。そうした法制度に精通した弁護士による適切なアドバイスが極めて重要であると思います。

東日本大震災のときも、弁護士会が法律相談の支援に入ってくれたわけでございますが、福島県内の弁護士、自分たちも被災しておりまして十分な体制が組めないときに応援で他県の弁護士が来てくださったんです。そのときに私も受け入れの手伝いや随行もさせていただいたんですが、その中で委員御指摘の問題意識と同じ問題意識を共有

をしております。適切なアドバイスができる資質、能力を備えた法曹人材を育成しなければならないなと思っています。

その上で、法務省としては、令和元年台風第十九号において、法テラスにおいて被災者の方々に資力の有無にかかわらず弁護士による無料法律相談を提供しているところでございます。こういったサービスが、より効果的に実施するためにも、また法曹人材の養成ということにも力を入れてまいりたいと思います。

○矢倉克夫君 今ほど大臣から、法曹人材育成の必要性、お話をいただきました。

今日は文部科学省から佐々木さやか文部科学大臣政務官にもお越しいただいておりますが、お伺いをしたいと思いますが、そこを育成する場所は

やはり法科大学院というところがあるというふうに思いますが、災害が今非常に多発している中にあって、この法科大学院において災害法制度を教え学ぶということも非常に重要な点だと思います。さらに、それがいろいろなケースに応じた、事情に寄り添った法曹を育成するという意味合いでも重要であるというふうに考えております。

この点に関しまして、文部科学省の見解をお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(佐々木さやか君) 多様化する社会の法的需要に応えて様々な分野で活躍できる法曹の養成は重要であります。また、法科大学院には、委員御指摘の災害法制度を始め、社会の様々な分野に 対応できる、特色ある教育活動を展開することが期待されております。

こうした期待を踏まえ、各法科大学院では先端的な法領域に関する科目の充実が図られておりま

して、その中には、例えば慶應義塾大学法科大学院で行われております災害復興法学など、災害復興の実務のニーズに即応できる事例解決能力の修得を目的とする科目を開設している、そういった例もあると承知をしております。

文部科学省もいたしましては、各法科大学院が、社会の変化に対応しながら、それぞれの特色

を生かして多様な教育を行い、有為な人材を育成、輩出できるよう、さきの通常国会で成立した改正法を踏まえ、めり張りある予算配分や好事例の普及などを通じまして、法科大学院教育の改善、更なる充実に取り組んでまいる決意でございます。

○矢倉克夫君 個々の事情に寄り添つてアドバイスができる法曹の育成という意味も込めて、是非・政務官にはリーダーシップを發揮していただきたいと思います。

次回に移ります。

先ほど大臣からも法テラスのことがお話をされました。まさに法テラスの利用促進、拡大というのは非常に重要な点だと思います。

他方で、私も被災地のいろいろ弁護士会にも話を聞いたんですが、千葉のように何週間か前にはもう千件以上相談が来ている、法テラスの、といふところもあれば、ある県では、被害が大きかつたんですけど、二週間ぐらい前の段階では一件しか来ていなかつたというところもあります。どうして、聞けば、なぜ相談しないかというと、うちは裁判所に訴えるようなことはまだないからしないという、法の話。そこにいらっしゃる弁護士は訴訟をする人だというやつぱり固定観念がやはりあつて、なかなか行かないというところが実情であります。

例えば、その垣根を取るために、法テラスの方で働いてくださっている弁護士や司法書士の皆様など含めて、災害対応マネジャーであるとか、こういう呼称を付すことでも考えられると思いますが、この点、法務省、どのように考へておられるか、御見解をいただきます。

○政府参考人(金子修君) 法テラスでは、今一般的な法領域に関する科目の充実が図られておりまして、例えば慶應義塾大学法科大学院で行われております災害復興法学など、災害復興の実務のニーズに即応できる事例解決能力の修得を目的とする科目を開設している、そういった例もあると承知をしております。

文部科学省もいたしましては、各法科大学院が、社会の変化に対応しながら、それぞれの特色

敷居の高さを感じることなく、ベストの選択肢の提供も含めた支援を適切に利用できるように、可能な対策を検討していくことが重要だと考えております。その際に、委員御指摘のような呼称を設定することも一つの選択肢として考えてまいりたいと思います。

○矢倉克夫君 是非、引き続きよろしくお願ひします。

あと、さらに、引き続き法テラスですが、法テラスという呼称を付けるといふことがあるといふ方も非常に多くなってきており、法テラスのイメージもある、あと太陽が照らすという温かなイメージがある、この呼称自体は非常にいいんですけど、法テラスと聞いて、ここに法律相談ができる場所だというふうに一般にイメージする方がながなか少ない、この呼称の在り方を考えなければいけないと私は思っています。

例え、無料法律相談も実施していることが分かるような呼称を付けるというようなことも是非考えていただきたいというふうに思いますし、さらには、先ほど安江委員の質問に対しても法テラス周知、ホームページという話もありました。

このホームページ、今資料をお配りしているんですが、二枚に分けて、災害対応をやっているところとの周知に関してなんですが、例え一枚目などは十九号に關しての欄もありますが、これは移動しているのですぐにこの欄も消えてしまふものもあり、また、資力にかかわらず法律相談をする一年間が切れたら消えてしまうかもしれません。常設の、災害対応をしているといふことの欄をやはり設けた方がいいなと思います。

一枚目のところには東日本大震災等と書いてあるんですが、それ以外の災害についても対応するということも含めて、一枚目にいろいろボタンが置いているところの中にでも災害対応という欄を常設で設けることなども考えるべきだと思いますが、この点、法務省の見解をお願いします。

○政府参考人(金子修君) まず、法テラスの認知度から御説明します。

平成十八年十月に運用を開始した法テラスの認知度は徐々に上昇し、平成三十年度の調査によれば、その名称に関する認知度は約五八%となっています。その名称につきましては、不十分とはいえ徐々に定着しつつあるのではないかと考えているところです。

もつとも、他方で、法テラスの業務に関する認知度は平成三十年度における調査でも約一六・七%にとどまつております。こうした点を踏まえますと、委員御指摘のとおり、法テラスの認知度がまだ十分とは言えないものと認識しております。

法務省としましては、法テラスによる法的支援がそれを必要とする方々に広く行き渡るよう、引き続きその存在を広く周知するとともに、その業務内容についての理解を深めていただけるよう広報に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。そのため、これまでの取組を着実に進めるほか、その業務内容についても理解していただきため、実効性のある広報をするにはどのような効率的かつ効果的な工夫があるかにつきまして、法テラスとともに検討してまいりたいと思います。

ホームページの記載についてですが、法テラス

のホームページには、法的支援を必要とする方々

が最適なサービスにたどり着けるよう、法テラス

が提供する様々な法的支援の内容等を対象者、対

象事項ごとに分類するなど、検索の便宜を図りつ

つ掲載するよう努めているところでございます。

委員御指摘の被災者支援につきましては、ホー

ムページのトップページに東日本大震災等災害関

連情報と記載したバナーを常設し、そこから様々

な災害に関する情報にアクセスしやすいように配

慮するとともに、現在では、令和元年台風第十九

号に関する被災支援情報など、特にニーズが大き

いと考えられるものに関しましてはより目立つ場

所に専用のバナーを設置するなどして、被災者の

方々のその時々のニーズに即したサイト構成に努

めているものと承知しております。

被災者の方々が常に必要とする支援情報に容易にたどり着けるようになりますことが重要というふうに考えておりますので、委員の御指摘も踏まえます。

○矢倉克夫君 被災者の方は一定の期間が過ぎ

ます。されば法律的な問題が必要なくなるということでは

なくして、ずっと問題があるわけであります。常に

もうここに行けば対応できるという常設の欄を引

き続きお願いできればと思います。

児童虐待についてもお伺いする予定であります。

名執局長、来ていただいて申し訳ありません

が、児童虐待を受けた子供の傷をどうやつて癒や

すのか、これも法務省の仕事であるというふうに思

います。この観点の質問はまた次回に譲らせて

あります。

ただくといたしまして、私からの質問を終わり

ります。

ありがとうございます。

○委員長(竹谷とし子君) 午後二時三十分に再開

することとし、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員

会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、清水真人君が委員を辞任され、その補欠

として岩本剛人君が選任されました。

○柴田巧君 日本維新的会の柴田巧です。

三年数か月ぶりに国会で質問に立たせていただき

ます。しかも、法務委員会は初めてですのですでに不

慣れな点多いですが、どうぞよろしくお願いをし

たいと思います。

まず最初に、再犯防止と治療的司法ということ

でお聞きをしたいと思いますが、大臣はさきの所

信の中で世界一安全な国日本を実現するために

この再犯防止対策に取り組んでいくんだというこ

とをおっしゃいました。また、先ほどからも、こ

るよう工夫してまいりたいと考えております。

○矢倉克夫君 被災者の方は一定の期間が過ぎ

ます。されば法律的な問題が必要なくなるということでは

げられているところですが、まさにこの再犯防

止、国を挙げて取り組まなければならぬ大変重

要な課題であります。

その中でも、よく知られていますように、窃盗

犯というのが非常に多いわけですね。昨年の犯罪

白書によれば、五年以内に出所した人が刑務所に

戻ってくる再入率、これは三八・二%なんです

が、罪名別でいうと、覚せい剤取締法が一番高く

四八・七%、次いで窃盜が四三・七%となって

おります。この窃盜の中には、いわゆる窃盜

症、クレプトマニアによるものが少なからずいる

と言われています。これが昨今マスコミでもし

ばしば取り上げられ、社会的な関心になりつつ

あると思つております。

このクレプトマニアは、窃盜や万引きをやめら

れずに常習的に繰り返してしまつ精神疾患だと言

われています。これが、専門家によればこの窃

盜の再犯を助長していると指摘をするところで

す。アメリカの精神医学会によれば、万引きなど

の犯人の四%から二四%ぐらいはそのクレプトマ

ニアの疑いがあるとされているところですけれども、しかし、日本では、このクレプトマニアに対する調査研究というのは十二分に行われていると言えます。

は言えないわけで、例えば法務省の法務総合研究

所、あそこではいろんな研究をしているわけです

が、近年もこの再犯防止あるいは窃盜犯につい

てはかなり分厚いレポート、報告書を作っています

が、その中にもほとんどクレプトマニアについ

ての言及はありません。また、再犯防止推進計画

の中にも、クレプトマニアについては、私の知る限り一切なかつたはずであります。

その推進計画の中には、薬物依存症のことにつ

いては非常に細かく書いてあるわけですね。これ

は回復できる病気だという意識を持たせて、適切

な治療、支援をすれば回復できるという認識に

立つて非常に細かく詳細に記述をしてあります。

御案内のように、再犯防止推進計画の基本方針

では次のように書いてあるわけですね。再犯の防

止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果

検証、調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に

応じた効果的なものにすることと記されているわ

けですが、したがって、我が国においても、この

クレプトマニアに対する専門的かつ多角的な調査

研究を進めて、その成果をこの再犯防止策に役

立てていくべきではないか、そう思います。

したがって、この調査研究を進めていくとともに

に、将来的にはこの再犯防止推進計画の中に、こ

のクレプトマニアに対する具体的な支援あるいは

治療策などもやっぱり明記をしていくべきではないかと考

えます。併せて大臣の御所見をお伺いを

お伺いを

たいと思います。

まず最初に、再犯防止と治療的司法ということ

でお聞きをしたいと思いますが、大臣はさきの所

信の中で世界一安全な国日本を実現するために

この再犯防止対策に取り組んでいくんだとい

うことをおっしゃいました。また、先ほどからも、こ

るよう工夫してまいりたいと考えております。

○矢倉克夫君 被災者の方は一定の期間が過ぎ

ます。されば法律的な問題が必要なくなることでは

げられているところですが、まさにこの再犯防

止、国を挙げて取り組まなければならぬ大変重

要な課題であります。

その中でも、よく知られていますように、窃盜

犯というのが非常に多いわけですね。昨年の犯罪

白書によれば、五年以内に出所した人が刑務所に

戻ってくる再入率、これは三八・二%なんです

が、罪名別でいうと、覚せい剤取締法が一番高く

四八・七%、次いで窃盜が四三・七%となって

おります。この窃盜の中には、いわゆる窃盜

症、クレプトマニアによるものが少なからずいる

と言われています。これが昨今マスコミでもし

ばしば取り上げられ、社会的な関心になりつつ

あると思つております。

このクレプトマニアは、窃盜や万引きをやめら

れずに常習的に繰り返してしまつ精神疾患だと言

われています。これが、専門家によればこの窃

盜の再犯を助長していると指摘をするところで

す。アメリカの精神医学会によれば、万引きなど

の犯人の四%から二四%ぐらいはそのクレプトマ

ニアの疑いがあるとされているところですけれども、しかし、日本では、このクレプトマニアに対する調査研究というのは十二分に行われていると言えます。

は言えないわけで、例えば法務省の法務総合研究

所、あそこではいろんな研究をしているわけです

が、近年もこの再犯防止あるいは窃盜犯につい

てはかなり分厚いレポート、報告書を作っています

が、その中にもほとんどクレプトマニアについ

ての言及はありません。また、再犯防止推進計画

の中にも、クレプトマニアについては、私の知る限り一切なかつたはずであります。

その推進計画の中には、薬物依存症のことにつ

いては非常に細かく書いてあるわけですね。これ

は回復できる病気だという意識を持たせて、適切

な治療、支援をすれば回復できるという認識に

立つて非常に細かく詳細に記述をしてあります。

御案内のように、再犯防止推進計画の基本方針

では次のように書いてあるわけですね。再犯の防

止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果

検証、調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に

応じた効果的なものにすることと記されているわ

けですが、したがって、我が国においても、この

クレプトマニアに対する専門的かつ多角的な調査

研究を進めて、その成果をこの再犯防止策に役

立てていくべきではないか、そう思います。

したがって、この調査研究を進めていくとともに

に、将来的にはこの再犯防止推進計画の中に、こ

のクレプトマニアに対する具体的な支援あるいは

治療策などもやっぱり明記をしていくべきではないかと考

えます。併せて大臣の御所見をお伺いを

お伺いを

たいと思います。

まず最初に、再犯防止と治療的司法ということ

でお聞きをしたいと思いますが、大臣はさきの所

信の中で世界一安全な国日本を実現するために

この再犯防止対策に取り組んでいくんだとい

うことをおっしゃいました。また、先ほどからも、こ

るよう工夫してまいりたいと考えております。

○矢倉克夫君 被災者の方は一定の期間が過ぎ

ます。されば法律的な問題が必要なくなることでは

げられているところですが、まさにこの再犯防

止、国を挙げて取り組まなければならぬ大変重

要な課題であります。

その中でも、よく知られていますように、窃盜

犯というのが非常に多いわけですね。昨年の犯罪

白書によれば、五年以内に出所した人が刑務所に

戻ってくる再入率、これは三八・二%なんです

が、罪名別でいうと、覚せい剤取締法が一番高く

四八・七%、次いで窃盜が四三・七%となって

おります。この窃盜の中には、いわゆる窃盜

症、クレプトマニアによるものが少なからずいる

と言われています。これが昨今マスコミでもし

ばしば取り上げられ、社会的な関心になりつつ

あると思つております。

このクレプトマニアは、窃盜や万引きをやめら

れずに常習的に繰り返してしまつ精神疾患だと言

われています。これが、専門家によればこの窃

盜の再犯を助長していると指摘をするところで

す。アメリカの精神医学会によれば、万引きなど

の犯人の四%から二四%ぐらいはそのクレプトマ

ニアの疑いがあるとされているところですけれども、しかし、日本では、このクレプトマニアに対する調査研究

というのは十二分に行われていると言えます。

は言えないわけで、例えば法務省の法務総合研究

所、あそこではいろんな研究をしているわけです

が、近年もこの再犯防止あるいは窃盜犯につい

てはかなり分厚いレポート、報告書を作っています

が、その中にもほとんどクレプトマニアについ

ての言及はありません。また、再犯防止推進計画

の中にも、クレプトマニアについては、私の知る限り一切なかつたはずであります。

その推進計画の中には、薬物依存症のことにつ

いては非常に細かく書いてあるわけですね。これ

は回復できる病気だという意識を持たせて、適切

な治療、支援をすれば回復できるという認識に

立つて非常に細かく詳細に記述をしてあります。

御案内のように、再犯防止推進計画の基本方針

では次のように書いてあるわけですね。再犯の防

止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果

検証、調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に

応じた効果的なものにすることと記されているわ

けですが、したがって、この調査研究を進めていくとともに

に、将来的にはこの再犯防止推進計画の中に、こ

のクレプトマニアに対する具体的な支援あるいは

治療策などもやっぱり明記をしていくべきではないかと考

えます。併せて大臣の御所見をお伺いを

お伺いを

たいと思います。

成員である有識者や関係省庁とも御相談しながら、委員御指摘の点も含めて検討してまいりました。

○柴田巧君 先ほども申し上げましたように、大変このクレブトマニアは、昨今、大変マスコミでも取り上げるようになりました。非常に国民的な関心事になりつつあると思っておりますので、そのクレブトマニアにある意味特化したというか、専門的、多角的な見地からしっかりと調査研究をしていただいて、この再犯防止に役立てていただきたいと思います。

この再犯防止策は、いずれにしても個々の特性に着目をして行うのが極めて大事だと言われております。よく知られているように、刑務所では全ての受刑者に対して一般改善指導というのは受けられるわけですが、それとは別に、特別な事情を持っているというか、その改善に資するためには特に配慮して行う特別改善指導というのが別個にまたあります。

現在は、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の六つだけになつてきているわけですから、それぞれに、それらの関係のものに対する特徴を十分踏まえて実施をされているわけですが、先ほどから触れていましたように、非常に窃盗犯はこのクレブトマニアを含めて多いわけですが、特別改善指導の対象にはなつていません。

○政府参考人(名執雅子君) 刑事施設で行います改善指導につきましては、現在、法務省矯正局が標準プログラムとして策定した、今委員御指摘の六つの類型を特別改善指導として実施しております。

委員御指摘のクレブトマニアを含む窃盗につきましては、この全国的に統一された標準的なプログラムを策定して行う特別改善指導としては実施しておりますが、なぜせんけれども、各刑事施設において、その収容対象者の特性等に応じて、例えば、高齢で罪名が常習窃盗犯の者、窃盜受刑者のうちでヤンブルに起因して窃盜を繰り返している者、若年期から窃盜事犯を繰り返しており窃盜を累犯としている者などに對して、一般改善指導として窃盜防止プログラムを始めとした指導を実施しているところでございます。

今後とも、窃盜犯者個々の動機、背景事情等を含め、問題性に着目しつつ、民間医療機関において実施される取組など、関連する知見やノウハウを集積するなどして検討を進め、指導プログラムの内容・方法の充実に努めてまいりたいと考えております。

○柴田巧君 確かに、一般改善指導のある意味粹の中でも今おつしやつたことが行われているのは私も承知をしておりますが、これだけ窃盜犯の再犯率が高いわけですから、やはり特別改善指導に位置付けて、追加をして統一的なプログラムでやっぱりやっていくというのは、そっちの方が効果が上がるんじゃないかと思ひますので、是非またそこら辺も検討をよくしていただきたいと思います。

とともにかくとも、この再犯率が高いといふのはなつていません。やはり、再犯率の高いこのクレブトマニアも含め、窃盜犯に対する特別改善指導というのもつていい必要があるんではないか、今六つだけですが、新たに追加していく必要があるんではないかと思いますが、どのように考へておられるか、お聞きをしたいと思います。

○政府参考人(名執雅子君) 刑事施設で行います改善指導につきましては、現在、法務省矯正局が標準プログラムとして策定した、今委員御指摘の六つの類型を特別改善指導として実施しております。

が、治療的司法という考え方、あるいは手続が広まって、浸透してきているということです。

これは、今申し上げましたように、刑罰に頼るのではなくて、罪を犯した原因など、被告が抱える問題に着目をして、その解決を通じて再犯防止を目指し、更生を後押しをする新たな司法観といふか、手続モデルと言つてもいいと思います。この犯罪を生み出す原因に着目をして、これを除去するためには社会的資源を活用していくと、専門家の科学的な知見に基づいた治療や支援を提供することです。再犯防止とこの更生の可能性を高めています。

こうのことですが、世界はある意味、このパニッシュメントからトリートメントへ、刑罰から治療へ、威嚇から問題解決へと向かいつつあるというか、そういう潮流ができるつあると思つております。

先ほどからもありましたように、今、日本は、この再犯防止推進法やその推進計画などを作つて、問題を起こした者の再社会化やこの再犯防止に今取り組んでいるわけですけれども、この治療的司法という考えは、非常にそういう意味でも参考になるものだと思いますが、刑罰をなくせばいいとは私も考へませんが、全ての刑罰をなくせばいいと思いませんけれども、犯罪に至った原因を解決して、再犯防止はやっぱりないのでないかと、そういう考へ方にこれからは立つていく必要もあるんではないかと思います。

そこで、世界的に広がつてきているこの治療的司法をどのように大臣は受け止めていらっしゃるか。また、この問題を抱えた者の再社会化、再犯防止に今力を入れておられるわけですが、そういう今日の日本の刑事政策にとつても非常に示唆に富むものだと思いますが、治療的司法は、大臣はどのように考へますか。併せてお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 海外では、刑事司法制度について、犯罪を犯した人に對して刑罰を与えるプロセスと見るのではなく、科学的知見に基づく治療法等を活用して、犯罪を犯した人が抱える問題の解決を導き、結果的に再犯を防止するプロセスと捉える考へ方が存在し、これが治療的司法などと呼ばれていることは承知しております。

そのような中で、新たな被害者を生まない、安全安心な社会を実現するためには、犯罪をした者の再犯防止が特に重要であることはこれまで申上げてきたとおりでございますが、法務省においては、関係省庁と連携しながら、平成二十九年十一月に閣議決定した再犯防止推進計画に基づき、各種施策を進めているところです。

これららの施策をより一層効果的に実施するためにも、委員御指摘の治療的司法のような考へ方も含め諸外国の制度も参考としつつ、犯罪をした者の特性に応じた効果的な指導の実施や薬物依存を有する者への支援など、再犯防止を推進する上で有効と考えられる施策について、引き続き幅広い観点から検討してまいりたいと思います。

○柴田巧君 ありがとうございます。

実際は、まだまだこの治療的司法というのは日本では周知をされていないと思いますが、実際のところは、この刑罰を回避をして問題を解決していくための施策の重要性は認識されつつあるのではないかと思つています。

例えれば、検察官では、数年前から福祉と連携をして、ホームレス等による軽微な犯罪の場合には不起訴にして福祉施設につなげる入口支援と書いておりますが、こういったことも始まつておりますし、また、逆に出所者を刑務所からすぐさまに社会に送り出すのではなくて、知的障害など問題を抱える受刑者の受皿として、福祉と連携する出口支援というのもやつております。さらには、二〇一六年からでしょうか、裁判所でも、刑の一執行猶予制度がスタートして、薬物依存などについての刑の一部を猶予して離脱プログラムに従事させることという処遇も可能になっております。

そして、加えて、先ほどから何回も出ておりましたが、再犯防止法あるいは推進計画などもできることはきているわけですが、ただ、依然とし

て、伝統的な考え方というか、犯罪には刑罰という発想そのものからなかなか抜け出してはまだきていらないなというのが実際のところではないかと思います。実務面には、今申し上げたように、福祉とか医療とか心理学のアプローチとか、いろんな連携はないわけではありませんが、そういったものが導入されているところもありますが、犯罪の原因となる問題を除去して、この再犯を防止するというための具体的な手続がまだ設計できていないのが現状ではないかと思つております。

一方、世界に目をやると、司法過程に問題解決のための様々なプログラムが導入されて、そして多様な専門職がそこに関わって刑罰を回避しつつ問題解決となる、そういうのを目指す仕組みが整いつあります。それがドラッグコートに代表される問題解決型裁判所と言われるものであります。ドラッグコートだけでもアメリカで今三千近くあるんでしょうか。これにメンタルヘルスコートやギャンブリングコートなどなど、いわゆる専門法廷と言われるものは今数千規模にあると言われておりますし、実際に通常の手続よりもそういう問題解決型裁判所でのやり方が再犯率を抑えているというデータも既にあるようですが、いずれにしても、通常の、これまでの刑事司法的な手続ではなくて、被告の抱える問題を、専門家による治療プログラムを提供して、そしていろんなものを活用して問題の解決改善を図っていくということが、これからはまさに大事になつてきたのではないかと思いますし、司法過程をそういうものにしてやつぱり変えていく、そしてそういうものにしていく今時期に来ているのではないかと思つています。

今までのように検察は検察、あるいは弁護活動は弁護活動、裁判所は裁判所というふうにばらばらに取り組むのではなくて、刑事司法制度の担い手が一体となつてこの再犯防止のために機械的に機能していく、さらには刑事司法機関だけではなくて、先ほどから申し上げておりますように、医

療機関や福祉団体、民間の支援施設など、多様な社会資源と連携をして新たな司法手続を展望する時代に来たんではないかと、そう思つています。

その考え方の下、今量的に多い覚醒剤、刑事犯とクレプトマニアに起因する窃盗犯については、問題解決型裁判所による特別手続を導入することになるか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 刑事手続の過程で、被告人に対し、依存症など犯罪の原因となる問題を解決するための処遇プログラムを実施する制度が海外において導入されている例があるものと承知をしております。

先ほどから申し上げていてる再犯防止推進計画に付きましては、例えば、委員が御指摘したような薬物依存を有する者について、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置も参考にしつつ、薬物事犯者の再犯の防止等について効果的な方策についての検討を行うこととしておりますので、御指摘のような問題解決のための治療プログラムを実施する制度等について、理論的な問題のほか、治療的措置の体制や再犯防止効果など、様々な観点から検討を行つていくことが必要であると考えております。

○柴田巧君 ありがとうございます。
まだまだ、今日取り上げたこの問題解決型裁判所、そしてその背景となる治療的司法という考え方では、日本ではまだ十二分に周知されているといふことはないじみがあるという状況ではないかとは思います。しかし、日本の歴史と伝統の中には、それに相通じる理念的共通項というのは実は各所に見出されるんではないかというふうに私自身は思つてます。

いまたところが多分にあると思ってります。というのは、裁判官による職権的な審判の進行でありますとか、家庭裁判所の調査官による科学的知見に基づいた処遇の方針の決定、そして何よ

りも、少年の成長に主眼を置いた保護的視点というは治療的司法に相通じるものだと思いますし、今日も、保護司の皆さん、なり手がないといふお話をありました。日本の保護司制度は大変世界に冠たるすばらしいものだと思つていますが、この考え方もそもそもは治療的司法に通底するものだと思つておりますので、そういうたるもの

が、元々土台としてあって、そして昨今の再犯防止推進法、推進計画などができる、この問題を抱える者の再犯防止やあるいは再社会化に力を入れて、こうという中ですから、決してとつぴなことでなくして、この国にも十二分に根差して定着して普及していくものだと思つていますので、どうぞまた、大臣におかれましては、また法務省において、そういう中のを参考にこれからのおられました、いろいろとまた検討をしていただきたいと思います。

次に、ちょっと時間が少し、なくなつてしまひましたので、司法外交の積極的な展開ということでお尋ねを幾つかしたいと思いますが、初めに京都コングレスの政治宣言の方からお聞きをしたいと思っております。

来年の四月に京都で第十四回となる国連犯罪防止刑事司法会議、京都コングレスと一般に呼んでおりますが、これが開催されます。これは五年に一度開催される犯罪防止、刑事司法分野における国連最大規模の会議ございまして、聞くところによると、四、五千人の専門家が世界から、あるいは政府、国際機関やNGOなどなどから京都に、日本にやつてくるということですが、日本で開かれるのは一九七〇年以来五十年ぶりでございます。

この京都コングレスでは、その専門家が議論をして、国際協力を促進して、より安全な世界を目指して協働することを目的としているわけですが、それでもこの会議で、日本のこの分野における、

犯罪防止、刑事司法分野における国際的なプレゼンスを高めていくこと何よりも大事です。そして、そのことで、通して国民にも関心を高めてもらい、この犯罪防止や、再犯防止や安心、安全な社会の実現に寄与する効果が期待をされると思っております。

この京都コングレスでは、最終日になるんでしようか、これからこの指針となる政治宣言がいかと考えるんですが、大臣はどのようにお考えになるか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) は、その後のSDGsのゴル十六、「平和と公正をすべての人々に」に結実されるものでした。今回京都においても、これから指針となるようなやつぱりインパクトのある宣言を是非まとめるべきだと思つております。

今回は、二〇三〇年アジェンダ、SDGsの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進というものが全体テーマですけれども、先ほどから申上げておりますように、この分野での日本の国際的なプレゼンスを高め、そして安心、安全な社会の実現に向けて日本はこれまでたゆまぬ努力をしてきたわけですが、また、この犯罪被害者の保護、支援、そして、先ほどから触れていましたが、官民連携による再犯防止の取組にも力を入れているこの国ならではの発信力のある政治宣言を是非まとめていただきたいと思いますし、司法外交の新機軸となる、そういう意味あるものを是非策定、まとめていただきたいと思いますが、どのようにやついていかれるおつもりか、大臣所信の中でもお触れになつてますが、若干お触れになつてますが、大臣のお考え、決意も含めてお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) コングレスでは、各国が犯罪防止、刑事司法分野における課題について議論し、成果文書として、これはまあ初日になるかと思いますが、政治宣言を採択いたします。政治宣言は、同分野における国連や加盟国の取組の中長期的な方針となります。したがつて、政治宣言は国際社会に向けた発信力のあるものとするこ

とが重要であると思っております。

京都コングレスは、国連で二〇三〇アジェンダ、すなわちSDGsが採択されてから初めてのコングレスであり、SDGsの達成を全体会テーマとしております。我が国は、これまで、世界各国の刑事司法実務家を対象とした研修を実施するなど、SDGsに掲げられた法の支配の浸透に向けた地道な取組を続けてまいりました。そこで、政治宣言では、SDGsの礎となる法の支配や基本的人権の尊重といった基本的価値的重要性や、同じく我が国の強みである再犯防止などの分野における民間との連携を強く打ち出すことを目指し、外務省と緊密に連携し、指導力を発揮してまいりたいと思います。

○柴田巧君 じゃ、これもう時間的に最後になると思いますが、大臣も所信の中で、また、先ほども私も触れましたが、この機会に国民の意識も高めていただかなきゃならぬと思いますし、大臣もその必要性に言及されていましたが、もう既に公開シンポジウムなども始まっていますが、機運を高めるために、国民の関心を高めるために、どのようにことをされるのかお聞きをして、最後にしたいと思います。

○政府参考人(山内由光君) 京都コングレスを契機いたしまして、安全、安心な社会を、国民に、皆様に関心を持っていただくために、議員御指摘のとおり、再犯防止とか政治、SDGsの達成、あるいは安全、安心な社会の実現といったコングレスの議題に関連した公開シンポジウムを今後開催する予定になっております。

また、これ以外にも、京都コングレスの開催の前の週にユースフォーラムを開催することを計画しております。このユースフォーラムにおきましては、「安全・安心な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～」というテーマを設定いたしまして、将来を担う若者が犯罪防止、刑事司法に関連する問題について議論をするという機会を提供することも予定しております。こういったシンポジウムでありますとかユース

フォーラムの開催などを通じて、安全、安心な社会の実現に向けた国民的な関心を高めてまいりたいと考えております。

○柴田巧君 終わります。ありがとうございます。大臣、御存じでしょうか。

○山添拓君 日本共産党的山添拓です。よろしくお願いをいたします。

初めに、大臣に伺いたいと思います。毎月十一日にフラワーデモというのが行われております。

○国務大臣(森まさこ君) はい、存じ上げております。

○山添拓君 資料をお配りしておりますけれども、今年の三月、性暴力をめぐる無罪判決が相次いだことへの抗議をきっかけに呼びかけられまして、昨日も、ちょうど十一日ですが、全国二十七か所、また国外も含めて取り組まれております。東京では丸の内の駅前広場に三百名が集まりました。

私も行つてお話を聞いてきました。ある女性は十四歳のときに実の父親にレイプをされた、家族を恨んで、自分も死にたいと思って生きてきた、八月にこのフラワーデモでようやく話をすることができて、初めて死にたいという気持ちが消えていった、こう語つておられました。誰にも言えない被害が重く長くのしかかるんですね。この方が、今四十八歳だとおっしゃっていました。

内閣府の調査では、二十代から五十代の女性の一割近くが無理やり性交をされた経験があると答えております。ところが、被害について誰にも相談していないという人が六割に上ります。

○山添拓君 全ての事件が公に出るわけではな

か、被害を訴えることができない、相談すらできないという方が多数を占めている実態、これ、是非御認識いただきたいと思いますし、森大臣、既にそうした見解、見識をお持ちなんだと思います

が、今、その性暴力が余りにも軽んじられていることへの抗議の声があふれ出ております。同時に、その背後にはデモに出てこられないたくさんの方々がいるということ改めて認識いただきたいということを申し上げたいと思います。

被害者が何とか申告をしても、起訴される割合が低いと。性犯罪でいうと、もう年々減少しておる、二〇一七年は三三・七%です。その上、三月に無罪判決が相次いだ。このために怒りが広がったわけであります。

二〇一七年に改正された刑法は、暴行、脅迫によって性交等をした者を強制性交等の罪とし、心神喪失又は抗拒不能に乗じて性交等をした者を準強制性交等の罪としている。そういう状況を利用した者ですね、これは準強制だと。暴行、脅迫というものは反抗を著しく困難にする程度のものだと、抗拒不能というのは反抗が著しく困難な状態だと、そういう解釈がされております。要するに、意思に反する性交だというだけでは処罰されないわけですね。意思に反する性交だけではなく、暴行、脅迫がなければ駄目だ、抗拒不能の状態を利用したのでなければ駄目だと。

しかし、望まない性交を強制される、そのこと自体が、性的な自由、ひいては個人の尊厳を著しく侵害するものだと私は思います。意思に反する性交、性的な接触によって身体の中の最も侵されたくない領域に侵入するという行為です。

大臣、これ、罪として問うに値しないものだとお思いでしようか。

○国務大臣(森まさこ君) 委員の御指摘は大変重

三年を目指して、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行なうための施策の在り方について検討を加えるとされておりまして、法務省では、その検討に資するため、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループを設置して、委員御指摘の暴行・脅迫要件に関連する事柄を含め

て、性犯罪の実態把握や無罪判決等の収集、分析、外国法制の調査等を進めているところであります。まして、来年春頃を目指してその結果を取りまとめる予定であります。

○山添拓君 大臣、もう大分先の方まで答弁いたしましたが、それでも、要するに、意思に反する性交だというだけでは今は罪になつてない、されないわけですね。そのこと自体についてどうお考えか。同意のない性交、これを処罰するということについてどういう御認識か、もう一度お聞かせください。

○国務大臣(森まさこ君) ただいまお答えしたところがございまして、委員の御指摘、大変重いものと受け止めております。相談できない方が多数いるという実情も伺っております。

ただいま申し上げましたとおり、平成二十九年刑法一部改正法では、御指摘の暴行・脅迫要件については次のような理由からその撤廃や緩和は行なかつたところでございます。判例実務上、暴行・脅迫要件の判断に当たって、当該暴行、脅迫だけでなく、周囲の状況、従前からの人間関係、被害者の属性、年齢、能力、事件に至るまでの経緯など、様々な要素を考慮して判断されていること、暴行・脅迫要件は当該性交等が処罰すべきものであることを外形象的に示す要件として機能していると考へられ、そのような外形象的行為がないときは被害者の不同意や被疑者の行為を証明することが容易ではないこと等でございますが、ただいま答弁いたしましたように、その上で、附則第九条で、政府において検討を加えると、それを施行後三年を目途としてというふうにされましたので、現在法務省でワーキンググ

<p>ループである検討し、それを来年春頃を日程にその結果を取りまとめる予定になつております。それらの調査研究の結果のほか、被害当事者団体等から寄せられた様々な御指摘、ただいまの委員からの御指摘を踏まえて具体的な検討対象を決めていくことになりますので、現時点でなかなか今どうかということをお答えすることが非常に困難ではございますが、充実した検討を行つてまいりたいと思います。</p>
<p>○山添拓君 ありがとうございます。 要するに、今は立証の問題があつて、なかなか同意がなかつたことを立証するのは難しいと、そういう現状もお話しただいたと思うんですね。暴行、脅迫も抗拒不能も、これ百十二年前の刑法を引き継いだものです。当時、女性は子を産む存在で、貞操を守るのが義務とされていたと。貞操のためには必死で抵抗するはずだと。ですから、簡単に屈する女性は保護に値しないという考え方があるにあつた。ですから、これはやっぱりいかげんに改めるべきだと私は指摘をさせていただきたく思います。</p>
<p>この性犯罪の場合には、加害者は、相手も同意していたと、こう言い訳する場合が非常に多いかと思います。しかし、多くは相手の心理や行動を自分に都合よく勝手に解釈をする、認知のゆがみと指摘をされております。</p>
<p>諸外国では、ノーミーンズ・ノーダーだと、拒否は拒否だと刑法で規定をする国が広がっています。二〇一六年に刑法を改正したドイツはどのように規定をしているか、御紹介いただけますか。</p>
<p>○政府参考人(保坂和人君) 把握している限りで申し上げますと、御指摘のドイツにおきましては、一六年改正後の刑法百七十七条规定では、他の者の認識可能な意思に反してその者と性交しました場合には強姦罪として二年以上の自由刑を言い渡すこととされているものと承知をいたしております。</p>
<p>○山添拓君 イギリスやカナダ、アメリカなど、</p>
<p>アメリカの幾つかの州でも同意がない性交又は性的行為を处罚の対象としています。ノーミーンズ・ノーダーにとどまらず、イエス・ミーンズ・イエスより能動的な同意を求める国もあります。二〇一八年に刑法改正を行つたスウェーデンのレイプ罪について御説明ください。</p> <p>○政府参考人(保坂和人君) お尋ねのスウェーデンにおきます二〇一八年改正後の刑法におきましては、自発的に性行為に参加していない者との間で性交等を行つた場合にはレイプ罪として二年以上六年以下の拘禁刑に処する。さらに、相手方が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった場合には過失レイプ罪として四年以下の拘禁刑に処するとされているものと承知をいたしております。</p>
<p>○山添拓君 ですから、今、各国で不同意性交を刑法犯として位置付ける工夫がされて、ノーミーンズ・ノーダーあるいはイエス・ミーンズ・イエスが広がっていると。これは、ミーティング運動を始めとして、世界的に当事者である女性が声を上げてきたその結果にほかならないと思います。</p> <p>日本で暴行・脅迫要件や抗拒不能要件を撤廃した場合にどのような構成要件を定めるのかと、これは研究が必要だと思います。しかし、不同意性交を处罚すること自体は荒唐無稽なことではなく、国家が放置すべきでない重大な権利侵害だ、このことを、大臣、是非認識いただきたいと重ねて申し上げたいと思います。</p> <p>そもそも、この同意の有無を立証、認定するというのは困難なことなのがと。</p>
<p>二〇一九年の三月十二日、福岡地裁久留米支部判決の事件は、四十年代の会社役員が準強姦で起訴された事件です。初対面の二十代女性と性交に及んだものです。</p> <p>最高裁判所に伺います。</p> <p>判決は、女性が性交に同意していたかどうかについて、どのように認定をしておりますか。</p> <p>○最高裁判所長官代理者(安東章君) 委員から御</p> <p>アメリカの幾つかの州でも同意がない性交又は性的行為を处罚の対象としています。ノーミーンズ・ノーダーにとどまらず、イエス・ミーンズ・イエスより能動的な同意を求める国もあります。二〇一八年に刑法改正を行つたスウェーデンのレイプ罪について御説明ください。</p> <p>○政府参考人(保坂和人君) お尋ねのスウェーデンにおきます二〇一八年改正後の刑法におきましては、自発的に性行為に参加していない者との間で性交等を行つた場合にはレイプ罪として二年以上六年以下の拘禁刑に処する。さらに、相手方が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった場合には過失レイプ罪として四年以下の拘禁刑に処するとされているものと承知をいたしております。</p> <p>○山添拓君 ですから、今、各国で不同意性交を刑法犯として位置付ける工夫がされて、ノーミーンズ・ノーダーあるいはイエス・ミーンズ・イエスが広がっていると。これは、ミーティング運動を始めとして、世界的に当事者である女性が声を上げてきたその結果にほかならないと思います。</p> <p>日本で暴行・脅迫要件や抗拒不能要件を撤廃した場合にどのような構成要件を定めるのかと、これは研究が必要だと思います。しかし、不同意性交を处罚すること自体は荒唐無稽なことではなく、国家が放置すべきでない重大な権利侵害だ、このことを、大臣、是非認識いただきたいと重ねて申し上げたいと思います。</p> <p>そもそも、この同意の有無を立証、認定するというのは困難なことなのがと。</p> <p>二〇一九年の三月十二日、福岡地裁久留米支部判決の事件は、四十年代の会社役員が準強姦で起訴された事件です。初対面の二十代女性と性交に及んだものです。</p> <p>最高裁判所に伺います。</p> <p>判決は、女性が性交に同意していたかどうかについて、どのように認定をしておりますか。</p> <p>○最高裁判所長官代理者(安東章君) 委員から御</p> <p>アメリカの幾つかの州でも同意がない性交又は性的行為を处罚の対象としています。ノーミーンズ・ノーダーにとどまらず、イエス・ミーンズ・イエスより能動的な同意を求める国もあります。二〇一八年に刑法改正を行つたスウェーデンのレイプ罪について御説明ください。</p> <p>○政府参考人(保坂和人君) お尋ねのスウェーデンにおきます二〇一八年改正後の刑法におきましては、自発的に性行為に参加していない者との間で性交等を行つた場合にはレイプ罪として二年以上六年以下の拘禁刑に処する。さらに、相手方が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった場合には過失レイプ罪として四年以下の拘禁刑に処するとされているものと承知をいたしております。</p> <p>○山添拓君 ですから、今、各国で不同意性交を刑法犯として位置付ける工夫がされて、ノーミーンズ・ノーダーあるいはイエス・ミーンズ・イエスが広がっていると。これは、ミーティング運動を始めとして、世界的に当事者である女性が声を上げてきたその結果にほかならないと思います。</p> <p>日本で暴行・脅迫要件や抗拒不能要件を撤廃した場合にどのような構成要件を定めるのかと、これは研究が必要だと思います。しかし、不同意性交を处罚すること自体は荒唐無稽なことではなく、国家が放置すべきでない重大な権利侵害だ、このことを、大臣、是非認識いただきたいと重ねて申し上げたいと思います。</p> <p>そもそも、この同意の有無を立証、認定するというのは困難なことなのがと。</p> <p>二〇一九年の三月十二日、福岡地裁久留米支部判決の事件は、四十年代の会社役員が準強姦で起訴された事件です。初対面の二十代女性と性交に及んだものです。</p> <p>最高裁判所に伺います。</p> <p>判決は、女性が性交に同意していたかどうかについて、どのように認定をしておりますか。</p> <p>○最高裁判所長官代理者(安東章君) 委員から御</p> <p>アメリカの幾つかの州でも同意がない性交又は性的行為を处罚の対象としています。ノーミーンズ・ノーダーにとどまらず、イエス・ミーンズ・イエスより能動的な同意を求める国もあります。二〇一八年に刑法改正を行つたスウェーデンのレイプ罪について御説明ください。</p> <p>○政府参考人(保坂和人君) お尋ねのスウェーデンにおきます二〇一八年改正後の刑法におきましては、自発的に性行為に参加していない者との間で性交等を行つた場合にはレイプ罪として二年以上六年以下の拘禁刑に処する。さらに、相手方が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった場合には過失レイプ罪として四年以下の拘禁刑に処するとされているものと承知をいたしております。</p> <p>○山添拓君 ありがとうございます。</p> <p>要するに、今は立証の問題があつて、なかなか同意がなかつたことを立証するのは難しいと、そういう現状もお話しただいたと思うんですね。暴行、脅迫も抗拒不能も、これ百十二年前の刑法を引き継いだものです。当時、女性は子を産む存在で、貞操を守るのが義務とされていたと。貞操のためには必死で抵抗するはずだと。ですから、簡単に屈する女性は保護に値しないという考え方があるにあつた。ですから、これはやっぱりいかげんに改めるべきだと私は指摘をさせていただきたく思います。</p> <p>この性犯罪の場合には、加害者は、相手も同意していたと、こう言い訳する場合が非常に多いかと思います。しかし、多くは相手の心理や行動を自分に都合よく勝手に解釈をする、認知のゆがみと指摘をされております。</p> <p>諸外国では、ノーミーンズ・ノーダーだと、拒否は拒否だと刑法で規定をする国が広がっています。二〇一六年に刑法を改正したドイツはどのように規定をしているか、御紹介いただけますか。</p> <p>○政府参考人(保坂和人君) 把握している限りで申し上げますと、御指摘のドイツにおきましては、一六年改正後の刑法百七十七条规定では、他の者の認識可能な意思に反してその者と性交しました場合には強姦罪として二年以上の自由刑を言い渡すこととされています。</p> <p>○山添拓君 イギリスやカナダ、アメリカなど、</p>

ただきました、施行後三年を目途とした見直し規定が附則九条で盛り込まれております。前回の積み残しの課題、これ大臣に伺いますが、いずれの課題についても今後見直しの検討対象に含まれていく、こういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 委員の御指摘、大変重要な点でございますので、まず前提条件について事務方から説明をさせたいと思います。

○政府参考人(保坂和人君) 先ほど大臣からも御答弁させていただきましたとおり、現在、実態調査ワーキンググループでヒアリング等を実施しております。

現時点では、その調査結果を踏まえ、かつ被害者の方々からいただいた御指摘も踏まえて検討対象事項を検討する必要があるというふうに思っておりますので、今の時点では、これはなる、これはならないということを申し上げることは困難でございますが、これ、委員がその前提としておられます勉強会、検討会ですね、これは法務省で実施したものでございますけれども、そこで議論の対象になつたものでございまして、もとより、それで終わっているということではないというふうに考えておりますが、現時点で何が検討対象かを申し上げることは困難だということを御理解いただければと思ひます。

○山添拓君まあ否定はされていないということであろうと思います。

ところで、大臣は、野党時代の二〇一〇年に、当時の刑法改正の審議で、強盗致死の時効が撤廃されるのに強姦致死の時効が撤廃されないことに強く抗議すると、こういう発言をされております。性犯罪における公訴時効の撤廃、これ大臣として進める御決意でしようか。

○国務大臣(森まさこ君) 具体的な検討対象については、今事務方から御説明しましたとおり、検討の方向性を現時点でお示しすることは困難でございますが、重要な御指摘でございますので、私としては適切に検討されるように期待をしている

ところです。

○山添拓君 適切に検討されるように期待をとることであります。うことですすれども、これ二〇一〇年に森大臣が自由民主党を代表しての本会議の討論で述べられた今般、その大臣自身のイニシアチブも發揮して議論を進めたいと思っております。

積み残しの課題、私、これいざれも検討すべきだと思いますし、その際には、性犯罪というのはいかなる保護法益を侵害するものなのかと、人間の尊厳に対する罪と考えるべきだと、性的なコンタクトの体験を強制的に共有させられることから保護と捉えるべきだ、こういった、前回の改正に至る検討会の中でもいろんな議論がされておりました。その守るべき保護法益、その根本に立ち返った議論を是非行つていただきたいと、こう思います。

二〇一八年の五月以降、先ほど来御紹介あります実態調査のワーキンググループが開かれております。心理学の専門家からのヒアリングも行われておりますが、性暴力の影響や性被害を受けたときの被害者の態度といった点について、どのようにな知見が紹介されたか御説明いただけますか。

○政府参考人(西山卓爾君) 御指摘ございましたワーキンググループでヒアリングを実施してございましたけれども、そのうちで、委員御指摘の性被害時ににおける被害者の反応や性暴力が被害者に与える悪影響等に関する知見につきまして御紹介を申し上げますと、例えば、第八回会合でお話を伺いました性犯罪被害者の臨床や精神状態の鑑定に携わる精神科医からは、性被害時における被害者の態度について、英語論文二十六件の分析結果に基づき、騒ぐ殴るなど抵抗が外見上明確な行動よりも、泣く、加害者にやめるよう懇願するなど積極的な行動を取る被害者が多いことや、もしかつたというように言う人がどの調査にも基づき、騒ぐ殴るなど抵抗が外見上明確な行動

摘をいただいております。

また、第七回の会合のヒアリングで、性暴力の被害経験に関する研究を行つている研究者からは、W.H.O.、世界保健機関及びロンドン大学が行った研究データに基づき、性暴力被害を受けた場合、精神的な影響だけでなく、身体的な疾患なども含め、自殺や病死、障害に至るリスクを高めるなどといった御指摘をいたしております。

○山添拓君 ありがとうございました。今御紹介いただいた知見というのはいずれも重ねで取りまとめをという話であります。昨日のフランク・デモに参加した際にも、二〇一七年刑法改正の三年後といえどももう来年だと、間に合うのかと、こういう声が上がっておりました。

大臣、間に合うんでしようか。大臣、間に合うんでしようか。

○国務大臣(森まさこ君) 時期についてのお尋ねがございましたけれども、現時点で来年の春頃というふうにお答えをしているので、鋭意検討を進めてまいりたいと思います。

○山添拓君 春頃にまとめた上で、検討会、そして法制審となりますと、前回の二〇一七年の改正までに至るには三年近く掛かっているんですね。そうすると、来年から三年かといふことになります。多くの皆さんの認識、期待とはかなりそごすることになります。是非、見直し規定せつかり盛り込んで検討も進めているということですから、更に前進させられるように尽力いたきました

性犯罪・性暴力被害者の支援も重要な課題であります。ワントップ支援センターがようやく全

の交付金は、一八年度は八千円削減をされました。今年度も三億五千万円の概算要求に対しても四割カットの二億一千万円まで削られました。来年度の概算要求は三億二百万円となっています。資料の三ページです。

今日は内閣府においていただいております。特に運営費などに關わって、現場で何が問題で、来年度はどのように改善したいとお考えなのか、御紹介をお願いします。

○政府参考人(伊藤信君) お答えいたします。性犯罪・性暴力被害者のためのワントップ支援センターにつきましては、被害直後から、産婦人科医療、相談、カウンセリング等の心理的な支援、それから法的支援などの総合的な支援を可能な限り一か所で提供するというふうなことで、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ることのある人は、被害を受けたことのない人と比べて自殺念慮、自殺企画を起こすリスクが高くなっている發言でありますので、是非、大臣とならぬたと思ひますし、その際には、性犯罪というのはいかなる保護法益を侵害するものなのかと、人間の尊厳に対する罪と考えるべきだと、性的なコントラクトの体験を強制的に共有させられることから保護と捉えるべきだ、こういった、前回の改正に至る検討会の中でもいろんな議論がされておりました。その守るべき保護法益、その根本に立ち返った議論を是非行つていただきたいと、こう思ひます。

○山添拓君 ありがとうございました。

ただ、今のワーキンググループ、来年の春頃をめに取りまとめをという話であります。昨日のフランク・デモに参加した際にも、二〇一七年刑法改正の三年後といえどももう来年だと、間に合うのかと、こういう声が上がっておりました。

大臣、間に合うんでしようか。

○国務大臣(森まさこ君) 時期についてのお尋ねがございましたけれども、現時点で来年の春頃といふふうにお答えをしておりますので、鋭意検討を進めています。

○山添拓君 春頃にまとめた上で、検討会、そして法制審となりますと、前回の二〇一七年の改正までに至るには三年近く掛かっているんですね。そうすると、多くの皆さんの認識、期待とはかなりそごすることになります。是非、見直し規定せつかり盛り込んで検討も進めているということですから、更に前進させられるように尽力いたきました

性犯罪・性暴力被害者の支援も重要な課題であります。ワントップ支援センターがようやく全

都道府県で取り組まれるようになりましたが、国

臣の議論等の方向性といいますかね、あるいはそ
ういった御意見でも、所見をお伺いしたいと思
います。

○国務大臣(森まさこ君)　死刑制度の存廃につきまして委員のよう御指摘があることは承知をしておりますが、国際機関における議論の状況や諸外国における動向等を参考にしつつ、基本的には各国において国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて独自に決定をすべき問題であると考えております。

現在、国民世論の多数が、極めて悪質、凶悪なり、多数の者に対する殺人や強盗殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等を鑑みますと、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対する死刑を科することもやむを得ないという国民的世論が出ておりますので、現在において死刑を廢止することは適当ではないと考えております。

審請求中と、こういつた六名の方に対して、死刑執行の関連で再審を請求しているという中で、七名の死刑が執行されました。七名中六人は再審を請求している。

着くような大きな誤算あるいはDNA鑑定ういつたものがありますので、覆されていというのがあるわけですね。そうしますと、死刑執行をしてしまったわけです。そういういたものからすると、冤罪の問題というのがあって、もしその人が違つていればというのが大きくなつて、かなりこれまでにはもう衝撃を受け、あるいは失望したりしたわけですから。

以前、上川大臣は在任中に十六人の死刑執行に署名されたというふうに承知していますけれども、死刑執行ということに対しても國民世論いろいろあるようですけれども、疑問を呈している声があるようですが、もう国内外から上がっている。特に、この死刑というのは犯罪予防のために必要であるというふうに

うなことを少し先ほどおっしゃりましたけれども、そもそも、じゃ、死刑は犯罪抑止効果が実証されているのかどうか。犯罪を抑止する効果があるという実証、あるいは死刑執行の検証も行われているわけでしょうかということで、もうそういうふうにもし死刑に犯罪予防のための効果があると、抑止効果があるということであれば、それを廃止した先进国は何だったんでしょうかということになります。

これは、ですから、きちんとこういった死刑執行の検証も行われているわけではありませんし、抑止するという実証もない。そういう中で、法務省は、立証した上で、今のような答弁だけではなくて説得力ある答弁をすべきではないでしようかということで、国民世論は何%がこれを支持して、いろんなものがあつて、実際に抑止効果がこゝ実際にあつてと。例えば、犯罪被害者の方でも、死刑にしてくださいという声はよく聞きます。しかし、それでいいのかという部分については、犯罪被害者の方々も、逆に、いや、これだけではいかぬと、もつといろんな意味で反省をしてもらつた方がいいといふものもあるわけですね。そういつたところをよく聞く。国民世論の声といたすことだけではなくて、何%がそういうふうなものがあつて、こういう声があるとか、そういうようなことで実証していくことが必要じゃないかなと思つております。

大臣、もありましたらお伺いします。そうでなければ、また参考人の方でも結構です。

○政府参考人(保坂和人君) 先ほど委員から抑止効があるのかというお尋ねがあつたわけでござりますが、死刑のその犯罪抑止力というのを科学的、統計的に証明するということはなかなか困難でございますが、一般に、刑罰といいますのは犯罪に対する抑止力を有するものと認識されておりまして、これは死刑も同様であると考えております。

また、世論調査におきまして、死刑がなくなつた場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えな

いという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか? という質問がございます。これに対しても、増えると回答した方がいざれも過半数を占めております。このことからいたしますと、死刑が犯罪に対する抑止力を有するといふことが広く認識されていることも、これが死刑の抑止力を有することの一つの表れであるといふふうに考えられるところでござります。

さらには、死刑制度の存在が長期的に見た場合の国民の規範意識の維持に有用であるということは、これは否定し難いんだろうと思われまして、死刑制度は凶悪犯罪の抑止のために一定の効果を有しているものと私どもとしては認識しております。

うと思いますね。
もし、そういう意味では、何かまた法務省の方
であれば。お答えありますか。
○政府参考人(保坂和人君) 法の支配との関係の
お尋ねだと理解をいたしましたけれども、先ほど
大臣から御答弁させていただいたとおり、法の支
配の考え方という是有るわけございますが、
我が国の死刑制度につきましては、国会の制定し
た法律に定められた罪を犯した場合にしか科すこ
とができるものでございまして、最高裁判例で
も憲法上是認されているというものでございま
す。
さらに、その適用や執行につきましても、法律
に定められた慎重な裁判手続と審査を経ることと
されておりますので、我が国の死刑制度が去の支

○高良鉄美君 先ほどのはいつ頃の統計でしょか。
○政府参考人（保坂和人君） 法務省、内閣府におきましてその世論調査を実施しておりますが、最新の世論調査は平成二十六年でござります。
○高良鉄美君 五年前とくじてござりますね。
今私がこの質問したのは、来年の京都コングレスの中での議論されるんじゃないかということなんですが、死刑廃止の問題も。そして、日弁連がそれに対してシンポジウムをサイドイベントでやることに對して、やはり死刑問題に對してこれまでのような姿勢でいいのかといふことをひとつ考えていただきたい。

○高良鉄美君 法の支配との関係でいうと、今の関係では、法の支配ではなくて法律の支配になっているわけですね。この法律の中で適正に執行されているかどうかがどういうものを見るんではなくて、人権に配慮されているかと。

先ほど私は、七人中六人が再審請求をされてると言いました。これ、人権の問題が、もしこの再審の中で、いろんなものが新しいのが出てきて無罪になつたというのがずっと、いろいろ出てきてるわけですけれども、そういうしたものに対して、どうして再審請求が出ている六名に対して死刑執行するんだと、まあ署名をですね、ということが問題なんですね。

そういった意味でいうと、法の支配の、まあ

それで、もう一回それを、きちんとその先進国や、そういうことを問題にする国際会議の中でそれを実証し、それを説得できるような、なぜ死刑を我が国は維持するんだと強く言えるような、そういう根拠を持たないといけないんじやないかと、もしやるんだつたらですよ。それよりも、先進国はなぜ死刑を廃止していくのか、ということの方が、よりも一つの重要なこの国際会議の意味があるんじゃないかなと。法の支配というのも、そういうことをいろいろなところにいっているんだろう

そういう意味でいうと、法の支配のまがあつた以前からやつてゐる歐米諸国でなぜ死刑が廃止されていくのかということについて是非検討をお願いしたいと。これは、今、國際社会が、東京オリンピックも含めて、日本の民主主義やあるいは法の支配の在り方というのを問うてゐるわけですね、あるいは注目するわけですね。

そういう中で、是非ともこの死刑廃止問題について、その先進国あるいはそういった国々に対しても、きちんととした理由があるならそれをきち

んと、今の答弁では、恐らく勧告も受けているわけですね、なぜ国際、国連の委員会等々からそういう死刑廃止の問題について勧告を受けるかといふことも、より、いや、これは我が国の問題だから我が国がやるではなくて、法の支配というのは、我が国の問題というよりも、人間の問題とか、人類の、人の、人権の問題とか、そういうた価値なんですね。だから、そういうところをしっかりと、もう時間もなくなりましたので、ここで同じようになつてくると思ってるので、この点はまた後日やりたいと思います。

今の法務関係で家族法の関係があるんですねけれども、次に、嫡出推定について伺いたいと思います。

森大臣は、所信表明で、無戸籍状態の解消に積極的に取り組むということが示されましたけれども、民法七百七十二条の嫡出推定規定によつて、無戸籍の問題の解消を求める声というのは、これ、早くから上がつております。十七年前、二〇〇二年から、こういつた全国の、戸籍あるいは住民基本台帳の事務担当者が全国でいろんなものをやつている協議会が、戸籍に事実と異なる記載をしないで済もよう、親子関係不存在、嫡出推定期間の見直し等、民法の改正を要望するというような決議がなされて、民事局長に要望されましたが、それは、嫡出推定の期間、離婚後三百日というものが七百七十二条ですけれども、同法の七百三十三条の再婚禁止期間は六ヶ月ですね。近年の離婚の増加によりその内容も多様化、複雑化し、適法な再婚を経て出産をしたにもかかわらず出生日が離婚後三百日以内であつたためにこの子は前夫の嫡出推定がされ、前夫の戸籍に入籍せざるを得ない。その子が実父母の戸籍に入るには、嫡出否認や父子関係不存在確認の訴えをするが、それは前夫の出頭なくしては得られない審判であると。

前夫が行方不明であるとか、前夫の暴力が原因で離婚したため再会することに命に危険あるような場合は、審判も進展せず、裁判所からは取下げ

を勧められるという。法律違反をしたわけでもないのに、子が直接実父母の戸籍に入ることもできず、あるいは直接入籍できても親子関係不存在と記載されるなど、肩身の狭い思いをしている母子が増えている現状を考慮し、民法の改正あるいは裁判の方法について何らかの対応が早急になされるべきであるというふうに要望がされたというこ

とですね。

そういった担当者等々、法務省の当時の、この要望に対して、法務省の当時の房村精一民事局長

は、要望には応じ難いということだけ回答していま

るようですがれども、しかし、その後の無戸籍の解消というのは、そのときに見直しがなされていれば、二〇〇一年ですね、再婚禁止期間の違憲訴訟も回避できただんじやないかということで、今、国会でも大きく取り上げられていて、与党、とりわけ当時の公明党がリードする形で数々運用の見直しが行われていたと承知しています。しかし、抜本的な見直しが行われないまま二〇一五年に最高裁が再婚禁止期間を違憲と判断して、民法改正と運用で見直しが行われました。

嫡出規定、推定規定もようやく法制審議会で議論が始まつていると承知しています。この規定見直しの目途及び改正に向けた森大臣の御決意をお聞かせください。

○國務大臣(森まさこ君) 嫡出推定制度の見直しについては、現在、無戸籍者問題を解消する観点から、法制審議会に設置された民法親子法部会において調査審議がされているところでございま

す。

この問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上も不利益を受けるという人間の尊厳にも関わる重要な課題であると認識してお

りますので、この部会において充実した調査審議が行われ、なるべく早く結論が出るようにと期待

しているところです。

○高良鉄美君 是非、そのように議論が進んでい

ます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

私も、参議院議員として初めての質問でござい

ます。

改めまして、森大臣には、御就任おめでとうございます。滋賀県の知事時代に子育て政策や男女共同参画のところいろいろ御支援をいただきま

した。改めて感謝申し上げます。

さて、私自身は、森大臣も言っておられました

ように、家族の問題、特に子供に焦点を当てまし

て、両親が離婚した後、子供の養育の在り方や子供の生活、経済その辺りのことを親権問題と絡

みながら横並び、画一的な社会システムの在り方

を根本から見直していく必要がある、多様性を認め合い、全ての人がその個性を生かすことができ

みんなが横並び、少子高齢化といふべきであるというふうに要望がされたというこ

とですね。

そういうことについて伺いたいと思うんですけど

も、これは安倍総理の所信表明のところであります。

したけれども、「みんなちがつて、みんないい。」

という金子みすゞの詩の一節を引用した上で、新

しい時代の日本に求められるのは多様性である、

みんなが横並び、画一的な社会システムの在り方

を根本から見直していく必要があります。

め合い、全ての人がその個性を生かすことができ

みんなが横並び、少子高齢化といふべきである

というふうに要望がされたということがあります。

ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

私も、参議院議員として初めての質問でござい

ます。

改めまして、森大臣には、御就任おめでとうござ

ります。滋賀県の知事時代に子育て政策や男女

共同参画のところいろいろ御支援をいただきま

した。改めて感謝申し上げます。

さて、私自身は、森大臣も言っておられました

ように、家族の問題、特に子供に焦点を当てまし

て、両親が離婚した後、子供の養育の在り方や子

供の生活、経済その辺りのことを親権問題と絡

みながら横並び、画一的な社会システムの在り方

を根本から見直していく必要があります。

め合い、全ての人がその個性を生かすことができ

みんなが横並び、少子高齢化といふべきである

というふうに要望がされたということがあります。

ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

私も、参議院議員として初めての質問でござい

ます。

改めまして、森大臣には、御就任おめでとうござ

ります。滋賀県の知事時代に子育て政策や男女

共同参画のところいろいろ御支援をいただきま

した。改めて感謝申し上げます。

さて、私自身は、森大臣も言っておられました

ように、家族の問題、特に子供に焦点を当てまし

て、両親が離婚した後、子供の養育の在り方や子

供の生活、経済その辺りのことを親権問題と絡

みながら横並び、画一的な社会システムの在り方

を根本から見直していく必要があります。

め合い、全ての人がその個性を生かすことができ

みんなが横並び、少子高齢化といふべきである

というふうに要望がされたということがあります。

ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

私も、参議院議員として初めての質問でござい

ます。

改めまして、森大臣には、御就任おめでとうござ

ります。滋賀県の知事時代に子育て政策や男女

共同参画のところいろいろ御支援をいただきま

した。改めて感謝申し上げます。

さて、私自身は、森大臣も言っておられました

ように、家族の問題、特に子供に焦点を当てまし

て、両親が離婚した後、子供の養育の在り方や子

供の生活、経済その辺りのことを親権問題と絡

みながら横並び、画一的な社会システムの在り方

を根本から見直していく必要があります。

め合い、全ての人がその個性を生かすことができ

みんなが横並び、少子高齢化といふべきである

というふうに要望がされたということがあります。

ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

私も、参議院議員として初めての質問でござい

ます。

改めまして、森大臣には、御就任おめでとうござ

ります。滋賀県の知事時代に子育て政策や男女

共同参画のところいろいろ御支援をいただきま

した。改めて感謝申し上げます。

さて、私自身は、森大臣も言っておられました

ように、家族の問題、特に子供に焦点を当てまし

て、両親が離婚した後、子供の養育の在り方や子

供の生活、経済その辺りのことを親権問題と絡

みながら横並び、画一的な社会システムの在り方

を根本から見直していく必要があります。

め合い、全ての人がその個性を生かすことができ

みんなが横並び、少子高齢化といふべきである

というふうに要望がされたということがあります。

ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

私も、参議院議員として初めての質問でござい

ます。

改めまして、森大臣には、御就任おめでとうござ

ります。滋賀県の知事時代に子育て政策や男女

共同参画のところいろいろ御支援をいただきま

した。改めて感謝申し上げます。

さて、私自身は、森大臣も言っておられました

ように、家族の問題、特に子供に焦点を当てまし

て、両親が離婚した後、子供の養育の在り方や子

供の生活、経済その辺りのことを親権問題と絡

みながら横並び、画一的な社会システムの在り方

を根本から見直していく必要があります。

め合い、全ての人がその個性を生かすことができ

みんなが横並び、少子高齢化といふべきである

というふうに要望がされたということがあります。

ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

私も、参議院議員として初めての質問でござい

ます。

改めまして、森大臣には、御就任おめでとうござ

ります。滋賀県の知事時代に子育て政策や男女

共同参画のところいろいろ御支援をいただきま

した。改めて感謝申し上げます。

さて、私自身は、森大臣も言っておられました

ように、家族の問題、特に子供に焦点を当てまし

て、両親が離婚した後、子供の養育の在り方や子

供の生活、経済その辺りのことを親権問題と絡

みながら横並び、画一的な社会システムの在り方

を根本から見直していく必要があります。

め合い、全ての人がその個性を生かすことができ

みんなが横並び、少子高齢化といふべきである

というふうに要望がされたということがあります。

ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

私も、参議院議員として初めての質問でござい

ます。

改めまして、森大臣には、御就任おめでとうござ

ります。滋賀県の知事時代に子育て政策や男女

共同参画のところいろいろ御支援をいただきま

した。改めて感謝申し上げます。

さて、私自身は、森大臣も言っておられました

ように、家族の問題、特に子供に焦点を当てまし

て、両親が離婚した後、子供の養育の在り方や子

供の生活、経済その辺りのことを親権問題と絡

みながら横並び、画一的な社会システムの在り方

を根本から見直していく必要があります。

め合い、全ての人がその個性を生かすことができ

みんなが横並び、少子高齢化といふべきである

というふうに要望がされたということがあります。

ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

私も、参議院議員として初めての質問でござい

ます。

改めまして、森大臣には、御就任おめでとうござ

ります。滋賀県の知事時代に子育て政策や男女

共同参画のところいろいろ御支援をいただきま

した。改めて感謝申し上げます。

さて、私自身は、森大臣も言っておられました

ように、家族の問題、特に子供に焦点を当てまし

て、両親が離婚した後、子供の養育の在り方や子

供の生活、経済その辺りのことを親権問題と絡

みながら横並び、画一的な社会システムの在り方

を根本から見直していく必要があります。

め合い、全ての人がその個性を生かすことができ

みんなが横並び、少子高齢化といふべきである

というふうに要望がされたということがあります。

ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

私も、参議院議員として初めての質問でござい

ます。

改めまして、森大臣には、御就任おめでとうござ

ります。滋賀県の知事時代に子育て政策や男女

共同参画のところいろいろ御支援をいただきま

した。改めて感謝申し上げます。

さて、私自身は、森大臣も言っておられました

ように、家族の問題、特に子供に焦点を当てまし

て、両親が離婚した後、子供の養育の在り方や子

供の生活、経済その辺りのことを親権問題と絡

みながら横並び、画一的な社会システムの在り方

を根本から見直していく必要があります。

め合い、全ての人がその個性を生かすことができ

みんなが横並び、少子高齢化といふべきである

というふうに要望がされたということがあります。

ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

私も、参議院議員として初めての質問でござい

ます。

改めまして、森大臣には、御就任おめでとうござ

ります。滋賀県の知事時代に子育て政策や男女

共同参画のところいろいろ御支援をいただきま

した。改めて感謝申し上げます。

さて、私自身は、森大臣も言っておられました

ように、家族の問題、特に子供に焦点を当てまし

て、両親が離婚した後、子供の養育の在り方や子

供の生活、経済その辺りのことを親権問題と絡

みながら横並び、画一的な社会システムの在り方

を根本から見直していく必要があります。

め合い、全ての人がその個性を生かすことができ

みんなが横並び、少子高齢化といふべきである

というふうに要望がされたということがあります。

ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。碧水会の嘉田由紀子でございます。

私も、参議院議員として初めての質問でござい

ます。

改めまして、森大臣には、御就任おめでとうござ

ります。滋賀県の知事時代に子育て政策や男女

共同参画のところいろいろ御支援をいただきま

した。改めて感謝申し上げます。

な、そういう子供たちの利益を最優先にしていきたい。それから二点目は、これ午前中も議論ありましたけれども、児童虐待を防ぎ、子供が必要な教育受けられて、そして子供ファーストの社会、これもう日本中が課題になっていますけれども、それを追求をしていきたい。そして三点目は、子供の権利を主体として位置付けて、公的な機関、私的な機関も子供の最善の利益が得られるようにということで質問を組み立てさせていただきました。

まず、大きな一点目は、国際社会の流れとの対応で七点質問させていただきます。

これは、午前中も櫻井議員が、言わば事後対応ではなくて根本的なところを事前予防でやらなければいけない。また、先ほど山添議員が、実は日本の民法は明治民法のいろんな名残が今も引きしゃつているという問題。そして、高良議員がおつておられます、来年はそれこそ国際的な日本でのコングレスがあるわけですから、そういうところで、国際的な比較の中で日本のこの子供の在り方、考えるチャンスにしていただけたらと思っております。

まず一点目ですけれども、児童の権利に関する条約第三条一項では、児童に関する全ての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによつて行われるものであつても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとされております。現在、多文化共生、日本、特に国際結婚も増えております。そういう中で、数多くの外国人が暮らす今の日本、また海外で結婚もし、子供を授かる日本人も増えていく中で、国際社会の状況を踏まえて、日本の家族制度、どのような方向を目指すべきでしょうか。森法務大臣の御認識をお伺いいたします。

○国務大臣(森まさこ君) 嘉田委員には、私が少子化問題担当大臣を務めている折に、滋賀県知事として様々な御貢献を賜りましたこと、御札を申上げます。また、一番最初の質問ということで

光栄でございます。

御指摘の問題でございますが、我が国においても、在留外国人等の増加等に合わせて多文化共生が推進され、価値観の多様化が進んでいるものと考っております。また、これに伴い、我が国家族の在り方、あるいはこれに対する国民意識にも変化が見られるものと認識しております。

その上で、我が国の家族に関わる法制度をどのようにするものにすべきであるかについては、このような諸事情に加えて、我が国の伝統や文化を始慮した上で判断する必要があるものと思つております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。総論的な方向をお示しいただきました。

二点目ですが、今年の八月九日に、フランスのジムレー・フィネル法律事務所が国連人権理事会に対し、日本政府が児童の権利条約第九条第一項及び第三項に違反すると申立てがございましたが、これは承知していただいているでしょうか。外務省、いかがでしようか。

○大臣政務官(尾身朝子君) お答えいたします。

本年八月、フランスの法律事務所が国連人権理事会に御指摘の内容を含む通報を行つたという旨の報道発表をしたということは承知しております。

国連人権理事会は、こうした通報に関する手続を定める決議において、様々な手続の段階を非公開としていることから、このような通報についてはこれ以上のお答えは差し控えさせていただきます。

○嘉田由紀子君 非公開ということで、残念です。

こちらがいただいている情報によりますと、日本の方による一貫した形態の人権侵害に該当するといふある十十五万件に達すると、大規模かつ信頼できる証拠がござります。

○嘉田由紀子君 残念ですけれども、国民の前に主張を行つておりますけれども、これに対して日本政府としてはどのような主張あるいは反論を

行つていいのでしょうか。外務省さん、法務省さん、両方の御意見をお願いいたします。

○大臣政務官(尾身朝子君) 通報に関する手続は、先ほども申しましたが制度上非公開とされており、そのため、関係国の主張も含め、お答えは差し控えさせていただきます。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

御指摘の申立てにつきましては、現在、法務省においてその内容を検討する段階にありません。今後、我が国のあるいは法務省としてどのような反論を行うかにつきましてお答えすることは困難でございます。

○嘉田由紀子君 それでは、行つていないということなんですが、今後確認を行う予定はあるのでしょうか。特に、国際的に名誉ある地位を目指す日本としては、国連人権理事会からの通告を待たずしに早急に確認するべきだと思いますが、いかがでしようか。

○大臣政務官(尾身朝子君) 日本は、対話と協力の姿勢に立つて、国連等の国際フォーラムや二国間対話をなどにおいて、国際社会が関心を有する人権問題の解決や人権状況の改善を懇意するとともに、必要かつ可能な協力を実施しているところでござります。また、日本は主要な人権諸条約を締結しており、その誠実かつ適切な履行に努めてまいりました。

このように、日本は国連を中心とする国際社会と連携し、引き続き世界の人権の保護促進に積極的に貢献していく決意であるものの、御質問の通報に関する手続につきましては非公開とされており、事務局からの通告の有無を含めてお答えは差し控えさせていただきたいと存じます。

なお、一般論として申し上げましたら、人権理事会の事務局は情報秘匿を非常に重視しておりますので、このことが明らかになるように御努力いただけた

六点目に、今年の二月一日の国連児童の権利委員会で、児童の最善の利益である場合、外国籍の親も含めて児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、また、非同居親との人的な関係、直接の接触を維持するための児童の権利が定期的に行使できることを確保するという意見が出されていますけれども、これに対して、今、法務大臣の御認識はどうなつておられるでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 御指摘の児童の権利委員会からの勧告については、真摯に受け止めております。また、親子関係については、離婚後も父母の双方が適切な形で子の養育に関わることとは、子供の利益の観点からも非常に重要であると思います。また、子供の幸せが一番大事でございまますので、それを念頭に、子供の利益が不当に侵害されることがないように、様々な意見、多様な意見にしっかりと耳を傾けていくことが重要であると思っております。

また、父母が離婚した後であつても、子供にとつては父母のいずれもが親であることは変わりはありません。したがつて、一般論としては、父母の離婚後も父母の双方が適切な形で子の養育に関わることとは、子供の利益の観点からも非常に重要であると思います。また、子供の幸せが一番大事でございまますので、それを念頭に、子供の利益が不当に侵害されることがないように、様々な意見、多様な意見にしっかりと耳を傾けていくことが重要であると思っております。

また、父母の離婚後の子供の養育の在り方に関しては、公益社団法人商事法務研究会において、民事法研究者、裁判実務家などを中心とした研究会が近く立ち上がる予定と承知しております。法務省としても、この研究会に担当者を派遣し、積極的に議論に参加する予定でありますので、この研究会において、児童の権利委員会の勧告や委員の御指摘も踏まえて丁寧な検討がされることを期待しております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

研究会のことも先取りして御答弁いただきましたが、またそれはちょっと後から追加させていただきましたけれども。

昨年の平成三十年三月六日に駐日EU各國大使から上川法務大臣に対して提出された書簡では、裁判所によつて監護権又は面会交流権、ペアレンティングタイムが認められたにもかかわらず裁判

所の判断どおりに執行されていないとの懸念が表明されておりますけれども、この書簡で述べられた懸念に対する法務省の対応、あるいは森大臣の御認識はいかがでしょうか。」
○国務大臣（森まさこ君）「それでは、重要な御指摘でございますので、まず法務省の対応について事務方から説明させます。
○政府参考人（小出邦夫君）「お答えいたします。
御指摘のとおり、昨年四月にEU加盟国の大便らが法務省を来訪され、当時の上川法務大臣に書信を手渡されたことは承知しております。また、その書信は、離婚した父母と子供の面会交流及び監護権を有する親への子供の引渡しに関する問題につきまして、関係当局間での対話と意見交換を求めるものであったと承知しております。
書信で指摘されている問題につきましては、子供の心身に与える影響等に配慮する必要があることから、我が国だけではなく、EU加盟国を含む各国においても様々な課題に直面しているものと認識しております。
我が国におきましては、御指摘の書信をいただいた後、民事執行法等を一部改正して、国内の子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行をより実効的なものとするための見直しがされたほか、現在も親子に関する諸課題について必要な検討をしているところでございます。
いずれにいたしましても、法務省としては、今後もEUを含めた諸外国等との間で外交ルートを通じた情報交換等を行なながら、相互理解を深めることが重要であると考えているところでございます。
○嘉田由紀子君　御丁寧な御回答ありがとうございます。
今、面会交流という言葉を使ったんですけど、これ、英語で元々ビジネスーション、訪問する、あるいはコンタクト、最近はペアレンティングタイム、つまりペアレントをイングを入れて、親として養育をする時間という形になつておりますので、私自身は、ちょっと今、法的には日本で面会

交流という翻訳にされているんですけど、少しだけ書きでペアレンティングタイム、つまり養育を両方の親がやれる時間というような理解でいいたらと思つております。

次に、大きな二点目ですけれども、先ほど、既に森大臣から御答弁いただきました。河井前大臣が共同養育等研究会を発足ということでございましたけれども、その研究会ではどのような内容をいつまでに出されるのか。

実は、既に二〇一四年、平成二十六年に各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書と、いうので、これだけの大変大部な報告書を出していただいております。私もしっかりと勉強させていただいておりまして、ただ、私自身もアメリカで子供を授かり、そして各海外の皆さんとやり取りもしながら、本当に日本の状況、百人家族あるいは百人子供さんがおられると百人の当事者で意見が違うというようなところでございます。森大臣もまた自見様も、皆さん御経験だと思いますけれども、そういう中で、この報告書にプラスアルファとして、今回の共同養育研究会ではどういう内容をいつまでに期待をしておられるでしょうか。法務大臣からお答えいただけると幸いです。

○國務大臣(森まさこ君) 共同養育等研究会についての御質問をいたしました。

平成二十三年の民法等改正の際にも、衆参の法務委員会の附帯決議において、制度全般にわたる検討をするべきであるとの御指摘をいただいたところでございますので、法務省においてはこの附帯決議等を踏まえて外国法の調査等を進めてきたところでございますが、この度、父母の離婚後の子供の養育の在り方を含む家族制度の見直しの研究、検討のため、御指摘の研究会が立ち上がるようになりました。

いつまでに何を検討するかということについては、事務方から回答させます。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えを申し上げます。

は研究会のメンバーに委ねられておりましたため、現時点で検討に要する期間あるいは具体的なスケジュールをお答えすることは困難でございます。また、研究会におきましては、父母が離婚した後の子供の共同養育の問題だけではなく、例えは普通養子制度や財産分与制度など、子供の養育を中心とした家族構成についてどういった制度が子供の利益に最もかなうかという観点から、多角的に検討を進めて広く議論されることになるものと考えております。

研究会の検討テーマは、このようにいざれも家族の在り方に関わる重要な論点でございまして、議論には相応の期間を要するものと考えております。研究会におきましては、まずは検討の方向性を定めずに、課題の選定と論点の整理が行われることになるものと考えて、いろいろとござります。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。時期は確定できないという御回答と理解をさせていただきますが、日々、子供たちは生まれ育つておりますので、できるだけ早く方向を示していただきたいと思います。

次に、子供の貧困の背景に養育費をめぐる状況がござります。本日、資料を皆様のところにお出しをしておりますけれども、厚労省さんが平成二十八年度全国ひとり親世帯等調査結果報告、出していただいております。細部のデータは、ここ見ていただきたいんですけども、養育費を現在受けている母子世帯は全体の二四・三%、つまり四人に一人しかありません。

これ、滋賀県のデータでも類似のものが出ております。そして、滋賀県内のデータですが、母子家庭の平均勤労収入二百三十四万円、父子家庭は四百八万円、五七%にとどまっています、母子家庭が。

母子家庭の一番の困難は生活費不足と教育費になります。そして、滋賀県内のデータですが、母子家庭の平均勤労収入二百三十四万円、父子家庭は四百八万円、五七%にとどまっています、母政務官、どうお考えでしょうか。お願いいたしま

○国務大臣（森まさこ君） 嘉田委員が知事時代から母子家庭の問題に非常に取り組まれてきたことに敬意を表したいと思います。

離婚後に子供を扶養するために支払われる養育費は、子供が貧困に陥ることなく、心身共に健全に成長していくために極めて重要な意義を有するものであると認識をしております。

法務省では、養育費の取決めが適切に行われるようになりますために、平成二十八年十月から、養育費等に関する合意書のひな形及び記入例などを掲載したパンフレットを作成し、全国の市町村で離婚届書と一緒に配布をしたり、法務省のホームページに掲載したりするなどの周知活動に取り組んでいます。

また、法務省では、離婚届書の様式改正を行い、届書に養育費の分担に関する取決めの有無をチェックする欄を加え、平成二十四年四月からその使用を開始しております。

さらに、さきの通常国会で成立した民事執行法等改正法は養育費の支払確保にも資するものとなつておりますして、養育費の支払を取り決めたにもかかわらず支払われないという家庭を少しでも減らすため、施行準備や周知を適切に行ってまいりたいと思います。

法務省としては、養育費の不払により子供の健全な成長の機会が奪われることのないよう、関係省庁と連携して引き続きこの問題に取り組んでまいとともに、さきに述べた父母の離婚後の子供の養育の在り方に関する研究会においても、養育費の支払確保の問題についてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○大臣政務官（自見はなこ君） 一人親家庭の実態については、平成二十八年度全国ひとり親世帯等調査結果によりますと、母子世帯の母の平均年間収入は約二百四十三万円、平均年間就労収入は約二百万円となっているほか、一人親本人が困っていることとして、母子世帯のうち、全体の約五〇%が家計、約一四%が仕事と回答をしておりま

す。また、母子世帯のうち、全体の約一四%が支払を現在も受けているというふうに回答をしております。

こうした厳しい状況、現状を踏まえ、一人親家庭に対しては、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保支援、経済的支援などの総合的な支援を実施する必要があると考えております。厚生労働省としては、引き続き、養育費の確保を含め、関係省庁と十分に連携を図りながら、一人親家庭に対する必要な支援を実施してまいりたいと存じます。

○嘉田由紀子君 政務官、ありがとうございます。

さあ、そういうところで、海外の事例、よく聞かることで、またこの報告書の中でも具体的なデータはあるんですけれども、例えば米国の商務省の統計局では、監護権を有する親全体に対し、養育費の取決めをした者の割合は六〇%近く、また、カリフォルニア州の例ですけれども、法的共同監護であれば九六%に養育費の支払命令が出て、そして実施されているということをございます。

これは実は、先ほどペアレンティングタイム、

面会交流と仮に申し上げましたけれども、この面会交流が十分に行われていることが養育費支払につながっている。例えば、支払う側でも、それこそ毎週とか毎月子供の成長する姿が見られたら支払うインセンティブも湧いてくるわけですけれども、この両者が強く連携しているというようなこと、法務大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 我が国とアメリカとでは様々な点で法制度が異なりますので、単純な比較をすることはできないことは思いますけれども、いずれにしても、我が国において養育費の取決め率や現実の支払率が低いことは極めて深刻な問題であると受け止めております。

○嘉田由紀子君 支払の低いことが深刻だという共通理解をいただきまして、ありがとうございます。

そういうところで、自治体がかなり突出して努力をしているところがあります。例えば兵庫県の明石市は、市長さんが弁護士で、子育てに大変力を入れております。ありがとうございます。

大阪市も、手続費用に対する補助事業を行つていうことです。それから、滋賀県の湖南市、また大都市も、手続費用に対する補助事業を行つていうことです。その自治体がございますけれども、このような自治体の動きを見て、国としてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 御指摘のとおり、兵庫県明石市において、養育費が支払われていない場合に民間の保証会社がこれを支払うこととし、自治体において保証料を支払うというパイロット事業が試行をされておりまして、私も市長にお電話をして伺つたことがございますが、類似の事業が大阪市や滋賀県湖南市においても実施されていることは承知しております。

法務省としては、養育費の支払に公的機関が関与する措置を講ずることについては、民事執行法改正の際の附帯決議の趣旨も踏まえて、関係省庁とともに検討をしてまいりたいと思います。

先ほども述べましたが、養育費の支払が確保されることは子供の心身の健全な成長のために大変重要であると考えております。地方自治体における個々の取組については個々の自治体の判断に委ねられておりますけれども、様々その参考にしてまいりたいと思います。

○嘉田由紀子君 はい、最後に一言だけ。

森法務大臣、そして自見政務官、尾身政務官、ある意味で、たまたまここで女性として、子育て経験の中で、大変問題意識が近いということが今

ついて展開させていただきたいと思います。本日、どうもありがとうございました。感謝申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(竹谷とし子君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十六分散会

十一月八日本委員会に左の案件が付託された。
一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一一五号)

一、元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第一一六号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第一一七号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一一八号)(第一一九号)

第一一五号 令和元年十月二十五日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 沖縄県宮古島市 仲宗根將一 外
紹介議員 高良 鉄美君
百九十九名

第一一六号 令和元年十月二十八日受理
元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めるに関する請願

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

請願者 東京都杉並区 南部紀美代 外四
紹介議員 矢倉 克夫君
十九名

第一一七号 令和元年十月二十八日受理
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

請願者 東京都杉並区 南部紀美代 外四
紹介議員 矢倉 克夫君
外五

紹介議員 矢倉 克夫君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一一八号 令和元年十月二十八日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 札幌市 但馬徹 外百十五名
紹介議員 打越さく良君
この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

令和元年十一月二十八日印刷

令和元年十一月二十九日發行

參議院事務局

印 刷 者
國立印刷局

P